

**平成 26 年度実施
大学機関別認証評価
評 価 報 告 書**

鹿児島大学

平成 27 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 基準ごとの評価	8
基準1 大学の目的	8
基準2 教育研究組織	10
基準3 教員及び教育支援者	14
基準4 学生の受入	18
基準5 教育内容及び方法	21
基準6 学習成果	33
基準7 施設・設備及び学生支援	36
基準8 教育の内部質保証システム	43
基準9 財務基盤及び管理運営	46
基準10 教育情報等の公表	52
<参考>	53
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	55
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	56

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

26年7月	書面調査の実施
8月～9月	運営小委員会（注1）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 評価部会（注2）、財務専門部会（注3）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～27年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	運営小委員会、評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注2）評価部会・・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注4）評価委員会・・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成27年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

浅 原 利 正	広島大学長
荒 川 正 昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
一 井 眞比古	国立大学協会専務理事
稻 垣 卓	福山市立大学長
及 川 良 一	全国高等学校校長協会顧問
尾 池 和 夫	京都造形芸術大学長
荻 上 紘 一	大妻女子大学長
梶 谷 誠	電気通信大学学長顧問
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
川 嶋 太津夫	大阪大学教授
下 條 文 武	新潟大学名誉教授
郷 通 子	情報・システム研究機構理事
河 野 通 方	大学評価・学位授与機構教授
兒 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 間 篤	秋田県立大学理事長・学長
○ 佐 藤 東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴 木 典比古	国際教養大学理事長・学長
土 屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中 島 恒 一	富山国際大学長
野 嶋 佐由美	高知県立大学副学長
早 川 信 夫	日本放送協会解説委員
ハス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
前 田 早 苗	千葉大学教授
矢 田 俊 文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳 澤 康 信	愛媛大学長
山 本 進 一	岡山大学理事・副学長
◎ 吉 川 弘 之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

荒 川 正 昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
稻 垣 卓	福山市立大学長
尾 池 和 夫	京都造形芸術大学長
荻 上 紘 一	大妻女子大学長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 間 篤	秋田県立大学理事長・学長
佐 藤 東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
◎ 鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
○ 土 屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中 島 恒 一	富山国際大学長

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第3部会)

◎ 荻 上 紘 一	大妻女子大学長
○ 片 峰 茂	長崎大学長
川 口 昭 彦	大学評価・学位授与機構顧問
○ 近 藤 浩 二	香川大学名誉教授
○ 柳 佳 之	前 豊橋技術科学大学長
清 水 瞳 美	日本女子大学教授
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
千 田 隆	広島大学教授
土 屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
○ 入戸野 修	前 福島大学長
野 嶋 佐由美	高知県立大学副学長
野 中 和 明	九州大学教授
浜 名 恵 美	筑波大学外国語センター長
平 岡 真 寛	京都大学教授
宮 井 清 暉	富山大学教授
湯 川 嘉津美	上智大学教授
渡 邊 一 衛	成蹊大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

- | | |
|----------|------------|
| ◎ 泉 澤 俊一 | 公認会計士、税理士 |
| ○ 梶 谷 誠 | 電気通信大学学長顧問 |
| 竹 内 啓 博 | 公認会計士、税理士 |
| 山 本 進 一 | 岡山大学理事・副学長 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「I 認証評価結果」

「I 認証評価結果」では、「II 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「II 基準ごとの評価」

「II 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れないと判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「III 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成26年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

鹿児島大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 学生としての行動指針や規範となる「鹿児島大学学生憲章」及び学生が大学で修める学問を基礎に、地域とともに成長できる機会を保障した「鹿児島大学生涯学習憲章」を制定している。
- 総合研究博物館、国際島嶼教育研究センター、生涯学習教育研究センター、地域防災教育研究センター、稻盛アカデミー等が特色ある活動を展開している。
- 全教員は、構成員の活動状況等の点検・評価実施要項に基づき、教育、研究、社会貢献、国際交流、診療、管理運営等について、毎年自己点検・評価を行い、それを基に各部局において3年ごとに部局長等による評価を実施している。評価結果は、研究費の配分や昇給等に反映されている。
- 文部科学省の各種支援事業に採択された「鹿児島はひとつのキャンパス－地域のリーダー養成のための大学連携と総合教育の構築－」「インテンシブ理数教育特別プログラム推進事業」「取材学習を取り入れた循環型初年次教育」「地域医療を担うプロフェッショナリズム教育」においては、支援期間終了後も継続した取組を実施している。
- 平成26年度文部科学省「課題解決型高度医療人材養成プログラム」に「地域での暮らしを最期まで支える人材養成」が、大学COC事業に「火山と島嶼を有する鹿児島の地域再生プログラム」が採択されている。
- 平成21年度科学技術振興機構「理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー）養成拠点構築事業」に採択された「実践的コア・サイエンス・ティーチャー養成スクールと活動拠点構築プロジェクト」においては、支援期間終了後においても「CST養成コース」と名称変更し、継続実施している。
- 平成24年度文部科学省「専門的看護師・薬剤師等医療人材養成事業」に「放射線看護専門的看護師養成教育課程事業」が採択され、放射線医療に関わる専門職者を育成するプログラムを実施している。
- 学習交流プラザ、学生サークル会館、大学会館から構成される複合施設が完成するなど学生が自ら学ぶ場としての自主的学習環境が整備され、効果的に利用されている。
- 発達障害のある学生に対して充実した相談、診療等により対応するとともに、授業に出られない学生が保健管理センター内で講義を遠隔で聴講、参加するための防音室を設置するなどの優れた支援体制を実現している。
- 「進取の精神」を実践し、学生憲章の趣旨に即した成果を収めた学生及び学生団体を表彰する「鹿児島大学進取の精神学生表彰」、また、「進取の精神」の継承を目的として学生が企画、実施するプログラムを支援する「鹿児島大学進取の精神チャレンジプログラム」を設立している。
- 学長と学部学生との懇談会で寄せられた意見や要望に対する対応については、大学ウェブサイトで公表するとともに学生に一斉メールを送信し、周知を図っている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。
- 平成26年度の大学機関別認証評価のために作成、提出された自己評価書は、大学の総合的な状況を社会に対して分かりやすく説明するものとはなっていない。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1－1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1－1－① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学憲章において大学の基本理念として、地理的特性と教育的伝統を踏まえ、学問の自由と多様性を堅持しつつ、自主自律と進取の精神を尊重し、地域とともに社会の発展に貢献することを掲げて、教育、研究、地域貢献、大学運営に関する基本的な考え方を明示している。大学の目的は、学則に「本学は、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって学術文化の向上に寄与する有為な人材を育成することを目的とする。」と定め、さらに、学部、学科又は課程ごとの人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を、各学部等の規則において定めている。

基本理念及び目的を実現するために、第2期中期目標・中期計画期間（平成22～27年度）においては、基本的な目標を「我が国の変革と近代化の過程で活躍した先人の意志を受け継ぎ、自ら困難な課題に果敢に挑戦する「進取の精神」を有する人材を育成し、地域とともに社会の発展に貢献する知の拠点として、『進取の気風にあふれる総合大学』をめざす。」としている。

さらに、学生としての行動指針や規範となる「鹿児島大学学生憲章」及び学生が大学で修める学問を基礎に、地域とともに成長できる機会を保障した「鹿児島大学生涯学習憲章」を制定している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1－1－② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院学則において「大学院は、鹿児島大学憲章の下に、学術の理論及び応用を教授研究し、深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。」「専門職大学院は、鹿児島大学憲章の下に、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。」と定め、これに基づき研究科ごとの目的が定められている。

このことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生としての行動指針や規範となる「鹿児島大学学生憲章」及び学生が大学で修める学問を基礎に、地域とともに成長できる機会を保障した「鹿児島大学生涯学習憲章」を制定している。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学の目的を達成するために、学士課程の教育研究組織は、以下の9学部 22 学科 4 課程から構成されている。これらは、大学憲章に掲げる「地理的特性と教育的伝統を踏まえ、学問の自由と多様性を堅持しつつ、自主自律と進取の精神を尊重し、地域とともに社会の発展に貢献する総合大学をめざす。」を達成する上で適切なものとなっている。

- ・ 法文学部（3学科：法政策学科、経済情報学科、人文学科）
- ・ 教育学部（3課程：学校教育教員養成課程、特別支援教育教員養成課程、生涯教育総合課程）
- ・ 理学部（4学科：数理情報科学科、物理科学科、生命化学科、地球環境科学科）
- ・ 医学部（2学科：医学科、保健学科）
- ・ 歯学部（1学科：歯学科）
- ・ 工学部（7学科：機械工学科、電気電子工学科、建築学科、環境化学プロセス工学科、海洋土木工学科、情報生体システム工学科、化学生命工学科）
- ・ 農学部（3学科：生物生産学科、生物資源化学科、生物環境学科）
- ・ 水産学部（1学科1課程：水産学科、水産教員養成課程）
- ・ 共同獣医学部（1学科：獣医学科）

なお、平成23年度まで学生を募集していた農学部獣医学科は、平成24年度に山口大学と共同で設置する全国初の共同学部である共同獣医学部に発展的に改組されている。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

学士課程における教養教育は、共通教育科目・人間力養成プログラム及び基礎教育科目・専門基礎力養成プログラムから成る。

高等教育に関する研究・開発・提言、全学協力体制に基づいて実施する共通教育・基礎教育の企画・立案・実施、外国語教育の企画・提言、教育に係る全学的な連絡調整等を行うことにより、教育の充実・発展を図ることを目的として教育センターが設置されている。教育センターに置かれた月1回開催する教育センター会議が共通教育等の学務事項に関して審議している。

教育センターには、高等教育研究開発部、共通教育企画実施部、外国語教育推進部、大学院共通科目・特別コース推進部を置き、高等教育研究開発部に2人、外国語教育推進部に5人の専任教員が在籍してい

る。

高等教育研究開発部は、高等教育の教育方法、教育支援、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）及び教育評価の研究開発等を、共通教育企画実施部は、全学共通教育科目と基礎教育科目の研究開発・実施等を、外国語教育推進部は、外国語教育の企画・提言等を担当し、平成24年度から新たに設置した大学院共通科目・特別コース推進部は、大学院における共通科目・特別コースに関する企画・立案等を行っている。

共通教育企画実施部には、教養、情報、体育・健康、日本語・日本事情、基礎教育、学芸員資格に係る6つの科目委員会を置いている。科目委員会は全学部から選出された委員で構成され、全学の意見をまとめながら共通教育の実施に当たっている。

外国語教育推進部には既修外国語分科会と初修外国語分科会が置かれ、全学の外国語教育の実施に当たっている。

各科目委員会、外国語分科会の下には各科目、外国語について協力教員グループが所属している。

学士課程の教養教育は、全学の288人の専任教員と102人の非常勤教員が担当している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院の目的を達成するために、大学院課程の教育研究組織は、以下の10研究科、修士課程・博士前期課程21専攻、博士課程・博士後期課程10専攻、専門職学位課程2専攻から構成されている。

- ・ 人文社会科学研究科（博士前期課程4専攻：法学専攻、経済社会システム専攻、人間環境文化論専攻、国際総合文化論専攻、博士後期課程1専攻：地域政策科学専攻）
- ・ 教育学研究科（修士課程1専攻：教育実践総合専攻）
- ・ 保健学研究科（博士前期課程1専攻2領域：保健学専攻看護学領域、理学療法・作業療法学領域、博士後期課程1専攻：保健学専攻）
- ・ 理工学研究科（博士前期課程10専攻：機械工学専攻、電気電子工学専攻、建築学専攻、化学生命・化学工学専攻、海洋土木工学専攻、情報生体システム工学専攻、数理情報科学専攻、物理・宇宙専攻、生命化学専攻、地球環境科学専攻、博士後期課程3専攻：物質生産科学専攻、システム情報科学専攻、生命環境科学専攻）
- ・ 農学研究科（修士課程3専攻：生物生産学専攻、生物資源化学専攻、生物環境学専攻）
- ・ 水産学研究科（修士課程1専攻：水産学専攻）
- ・ 医歯学総合研究科（修士課程1専攻：医科学専攻、博士課程2専攻：健康科学専攻、先進治療科学専攻）
- ・ 司法政策研究科（専門職学位課程1専攻：法曹実務専攻）
- ・ 臨床心理学研究科（専門職学位課程1専攻：臨床心理学専攻）
- ・ 連合農学研究科（博士課程3専攻：生物生産科学専攻、応用生命科学専攻、農水圏資源環境科学専攻）

このほかに、山口大学、鳥取大学と連携して山口大学大学院連合獣医学研究科（博士課程）を設置している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

以下の15の学内共同教育研究施設等を設置している。

附属図書館、保健管理センター、教育センター、稻盛アカデミー、アドミッションセンター、留学生センター、総合研究博物館、国際島嶼教育研究センター、自然科学教育研究支援センター、医用ミニブタ・先端医療開発研究センター、生涯学習教育研究センター、産学官連携推進センター、地域防災教育研究センター、学術情報基盤センター、埋蔵文化財調査センター

特色あるものとして、総合研究博物館は、南九州から琉球列島周辺の陸海域を経て、熱帯の東南アジアに至る太平洋西部の地域における学術標本資料の収集・保存及びそれらの研究・教育資料としての活用を基本とし、学芸員の資格取得の実習の場としても機能している。

国際島嶼教育研究センターは、鹿児島県島嶼域からアジア・太平洋島嶼域を対象とする教育及び研究戦略の中心としての役割を果たしている。

生涯学習教育研究センターでは、生涯学習のための公開講座の開講に加え、大学における100以上の正規の授業（講義、演習）を社会的経験が豊かな市民に公開し、内容、人数について配慮しつつ受講を認めることにより、学生の学習意欲を刺激し、授業の活性化を実現している。「公開授業の満足度」についてのアンケートでは、「申込みした科目の全てに満足」との回答が77%で、「申込みした科目の一部に満足」との回答を合せると、回答した全員が満足と回答しており、大学における授業の質の確認が行われている。

さらに、地域防災教育研究センターでは、自然災害の防止と軽減を図るために地域防災力の向上を目指す活動を行っており、稻盛アカデミーでは、地域社会から望まれるリーダーの育成のため人間力の育成を目指した活動を行っている。

このほかに、学部等の附属教育研究施設として、教育学部附属学校園、農学部附属の農場・演習林、水産学部の練習船、理工学研究科附属南西島弧地震火山観測所、医学部・歯学部附属病院等が設置され、教育研究に重要な役割を担っている。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

各学部には教授会、大学院の各研究科には研究科委員会が設置されており、毎月1～2回開催して教育課程の編成、学生の入学・卒業判定、教員人事等、教育に関する重要事項を審議している。また、共通教育等に関しては、月1回開催される教育センター会議で審議している。

教育課程・教育方法の改善、学生支援・修学支援の改善、入学者選抜、教育の点検・評価の改善等についての企画・立案及び実施については、教育改革室がその推進を図る役割を担っている。

教育研究評議会では、中期目標、中期計画、年度計画に関する件、全学的規則等の制定・改廃、教育課程の編成方針、学生の入学、卒業又は課程修了に関する方針等について審議しており、毎月開催している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織

が適切に構成され、必要な活動を行っていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 総合研究博物館、国際島嶼教育研究センター、生涯学習教育研究センター、地域防災教育研究センター、稻盛アカデミー等が特色ある活動を展開している。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員は、学部（法文学部、教育学部、医学部、農学部、共同獣医学部、水産学部）、研究科（理工学研究科、医歯学総合研究科、司法政策研究科、臨床心理学研究科、連合農学研究科）、学内共同教育研究施設、附属病院等に所属し、関連する学部・大学院の教育研究に従事している。専門職学位課程である司法政策研究科、臨床心理学研究科の教員は大学院のみを担当しているが、その他の教員は一部を除き学部と大学院を兼務している。

学部には学科又は課程を置き、その教育を担当する教員組織として講座、学科目、分野等を編制している。研究科には専攻を置き、その教育研究を担当する教員組織として講座又は分野等を編制している。学部に学部長、研究科に研究科長及び附属病院に病院長を置いている。さらに部局長を補佐するために、学部には副学部長、研究科には副研究科長、附属病院には、副病院長を置き責任体制の強化を図っている。学科には学科長、専攻には専攻長又は専攻主任を置き、当該学科・専攻の運営に関する事項を総括している。

これらのことから、適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

- 3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりである。

- ・ 法文学部：専任 83 人（うち教授 44 人）、非常勤 35 人
- ・ 教育学部：専任 99 人（うち教授 39 人）、非常勤 62 人
- ・ 理学部：専任 68 人（うち教授 25 人）、非常勤 27 人
- ・ 医学部：専任 193 人（うち教授 65 人）、非常勤 154 人
- ・ 歯学部：専任 86 人（うち教授 18 人）、非常勤 16 人
- ・ 工学部：専任 120 人（うち教授 44 人）、非常勤 41 人
- ・ 農学部：専任 77 人（うち教授 30 人）、非常勤 38 人
- ・ 水産学部：専任 45 人（うち教授 19 人）、非常勤 13 人

- ・ 共同獣医学部：専任 30 人（うち教授 14 人）、非常勤 9 人
- ・ 教育センター：専任 7 人（うち教授 2 人）、非常勤 147 人

平成 26 年 5 月 1 日の時点で、法文学部法政策学科で教授が 1 人、歯学部歯学科で講師以上の教員が 1 人、大学設置基準に定められた必要教員数を下回っていたが、後者については平成 26 年 9 月に解消し、前者についても平成 27 年 2 月に解消している。

その他の学科については、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

教育上主要と認められる授業科目（必修科目）の、専任教授又は准教授による担当率は、大学全体で 86.8% である。

これらのことから、自己評価書提出時点においては、一部の学部において大学設置基準に定められた必要教員数が確保されていなかったが、その後改善が図られ、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

[修士課程]

- ・ 教育学研究科：研究指導教員 44 人（うち教授 36 人）、研究指導補助教員 42 人
- ・ 農学研究科：研究指導教員 67 人（うち教授 26 人）、研究指導補助教員 7 人
- ・ 水産学研究科：研究指導教員 51 人（うち教授 21 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 医歯学総合研究科：研究指導教員 97 人（うち教授 68 人）、研究指導補助教員 45 人

[博士前期課程]

- ・ 人文社会科学研究科：研究指導教員 45 人（うち教授 45 人）、研究指導補助教員 39 人
- ・ 保健学研究科：研究指導教員 26 人（うち教授 21 人）、研究指導補助教員 1 人
- ・ 理工学研究科：研究指導教員 138 人（うち教授 68 人）、研究指導補助教員 3 人

[博士後期課程]

- ・ 人文社会科学研究科：研究指導教員 19 人（うち教授 19 人）、研究指導補助教員 11 人
- ・ 保健学研究科：研究指導教員 19 人（うち教授 17 人）、研究指導補助教員 5 人
- ・ 理工学研究科：研究指導教員 117 人（うち教授 69 人）、研究指導補助教員 11 人

[博士課程]

- ・ 医歯学総合研究科：研究指導教員 93 人（うち教授 68 人）、研究指導補助教員 43 人
- ・ 連合農学研究科：研究指導教員 115 人（うち教授 94 人）、研究指導補助教員 67 人

[専門職学位課程]

- ・ 司法政策研究科：16 人（うち教授 11 人、実務家教員 4 人）
- ・ 臨床心理学研究科：9 人（うち教授 4 人、実務家教員 4 人）

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員採用は公募制を原則としている。また、民間企業経験者や外国人教員等も教育研究の目的に応じて

適宜採用している。平成 26 年度において、全教員 1,038 人中、民間企業経験のある教員が 221 人、外国人教員が 21 人在籍している。

年齢構成は、男女ともにバランスがとれている。

男女共同参画推進センターにおいて女性研究者支援体制の強化に向けた措置（コーディネータ配置等）を講じるとともに、研究支援員制度やメンター制度の創設、教員公募要領の見直し等を行い、国立大学協会の「国立大学における男女共同参画推進について－アクションプラン－」に基づき、女性研究者在職比率の長期数値目標「平成 32（2020）年までに女性研究者在職比率 20%以上及び自然科学系分野における女性研究者採用率 25%を目指す」を設定している。また、一部の部局において積極的改善措置（ポジティブ・アクション）（平成 24 年度女性教員限定公募 1 件、女性教員採用に係るインセンティブ経費付与、プラスファクター方式による教員公募等）の導入等を行ったこともあり、女性研究者の比率が平成 22 年度の 13.7%から平成 26 年度の 16.1%へと増加している。

任期制が導入されており、平成 26 年度には 277 人が対象である。

平成 19 年度より、若手研究者（平成 22 年度からは女性は年齢制限を撤廃）に対する支援として学長裁量経費により、論文等の業績に応じて研究助成金を措置している。平成 23 年度に 129 人、平成 24 年度に 115 人、平成 25 年度に 107 人に支援を行っている。また、学長裁量経費を用いて平成 21 年度より若手教員の海外教育研究機関等における研修を支援するため、若手教員海外研修支援事業を実施し、平成 23 年度に 7 人、平成 24 年度に 11 人、平成 25 年度に 5 人が活用している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用・昇格に係る基準は、教員選考規則に定められ、その選考は、平成 16 年度制定の教員選考の方針に基づいて実施されている。

各学部の教授会の下に選考委員会を設置して選考を行い、最終選考は教授により構成される教授会で行っている。選考においては、教員選考規則に定める各職位の資格を有することを確認し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有することを、面接や模擬授業等により確認し、大学院における研究指導の能力については研究業績、指導の実績によって判断している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

全教員は、構成員の活動状況等の点検・評価実施要項に基づき、教育、研究、社会貢献、国際交流、診療、管理運営等について、毎年自己点検・評価を行い、それを基に各部局において 3 年ごとに部局長等による評価を実施している。評価結果は、研究費の配分や昇給等に反映されている。

また、研究成果発信の基盤として、研究者自らが研究概要、学会発表状況や論文情報を記載する「鹿児島大学研究者総覧」や論文や研究資料が閲覧できる「鹿児島大学リポジトリ」を公開しており、研究活動に関する評価の役割を果たしている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育活動を展開するために必要な事務職員（専任 92 人、非常勤 37 人）は、学生部及び各学部・研究科の学生係、教務係、大学院係、専門職大学院係、連大事務室に所属している。また、技術職員（専任 79 人、非常勤 1 人）は自然科学教育研究センター、農学部、水産学部等の学部、理工学研究科、医歯学総合研究科に属し、演習、実験、実習等の授業の補助を行っている。特に、理工学研究科では技術職員 27 人が技術部に配置され、学生の学習形態に即した方式で工学系の実習等の支援が行われている。

また、実習に供せられる船舶の運営を担う職員を計 34 人配置している。

附属図書館には 37 人の職員（専任 23 人、非常勤 14 人）が配置されており、そのうち 18 人が司書、2 人が司書補の資格所有者である。

また、実験、実習及び演習等の教育補助者として延べ 2,855 人（平成 25 年度）の TA を採用している。これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA 等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 全教員は、構成員の活動状況等の点検・評価実施要項に基づき、教育、研究、社会貢献、国際交流、診療、管理運営等について、毎年自己点検・評価を行い、それを基に各部局において 3 年ごとに部局長等による評価を実施している。評価結果は、研究費の配分や昇給等に反映されている。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

「求める学生像」を入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）として以下のように策定している。

1. 鹿児島大学の教育目標に共感し、それを実現できる基礎学力や考える力と意欲をもつ人
2. 人間としてのモラルを大切にし、教養をより高めようとする人
3. 知的向上心に富み、専門職業人として社会に貢献することをめざす人
4. ボランティアやインターンシップをはじめ、広く具体的な体験に積極的に取り組む意志をもつ人

大学の「求める学生像」の下に、各学部・学科・課程、研究科・専攻等の「求める学生像」が策定されている。

平成26年10月の訪問調査の時点において、「入学者選抜の基本方針」や「入学前に身につけておいて欲しいこと」は、選抜方法等から推測はできるものの、一部の学部等を除いて必ずしも明確ではなかったが、平成26年12月に明確にされている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

- 4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

学士課程では、基礎学力を重視し、大学入試センター試験を課す一般選抜を実施しており、前期日程では学力検査及び必要に応じて面接により選抜している。後期日程では小論文及び面接等により、理解力、論理的思考力、表現力、意欲等を含めて総合的に判定している。

また、意欲・適性等を重視した推薦入試とAO入試を行っている。推薦入試は多くの学部学科・課程で実施しており、出願書類として調査書、推薦書等の提出を求め、小論文と面接による検査等を行っている。AO入試は、理学部の数理情報科学科、物理科学科、生命化学科、水産学部の水産学科で実施しており、小論文、面接、適性試験、適性実技、調査書等により総合的に判定している。

このほかに、帰国子女入試を農学部の生物資源化学科、生物環境学科で、社会人入試を教育学部生涯教育総合課程地域生涯教育コースで、私費外国人留学生入試を全学部学科・課程で実施している。また、医学部では第2年次後期学士編入学を実施している。

修士課程・博士前期課程では、一般選抜で学力検査（外国語、専門科目）、面接及び学業成績証明書等による総合判定を行い、博士課程・博士後期課程では、学力検査（外国語）、口述試験（面接）、研究計画により総合的に判定している。専門職学位課程では、臨床心理学研究科は、外国語試験としてTOEICを導入し、出願書類とともに学力検査（専門科目）及び口述試験等による総合判定を行っている。

大学院課程においても、一般選抜以外に社会人特別選抜、外国人留学生選抜等を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程の入学試験に関する基本方針並びに合格者等の決定に関する重要事項を審議するために、学長を委員長とする入学者選抜管理委員会を置き、その下に、入学試験実施委員会と入学者選抜方法検討委員会を設置している。

試験問題の作成は、入学試験実施委員会の下に置かれた問題作成・答案採点専門委員会が担当し、個別学力検査は学力検査実施本部が置かれ実施に当たっている。学力検査実施本部には、問題作成・答案採点専門委員会委員長及び問題作成委員が加わっている。各種特別選抜も同様の体制で実施している。

合格者及び追加合格候補者の決定は、各学部教授会が選考した合格予定者及び追加合格予定者等を基に、入学者選抜管理委員会が行っている。

大学院課程の入学者選抜は、研究科ごとに実施体制を整備している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、
その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

学士課程の入学者選抜結果の総合的な分析は、入学試験の結果、入学後の学業成績に関する追跡調査、高等学校長との意見交換等を踏まえて、入学者選抜方法検討委員会を中心となって行い、分析結果を入学者選抜方法検討委員会報告書に取りまとめ、入学者受入方針の改定、学士課程入学者選抜方法の改善等に役立てている。

大学院課程の試験については、研究科ごとに検証及び改善の取組を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、
これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成22～26年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。(ただし、平成24年4月に設置された共同獣医学部については、平成24～26年度の3年分。)

[学士課程]

- ・ 法文学部：1.03倍
- ・ 法文学部（3年次編入）：1.24倍
- ・ 教育学部：1.02倍
- ・ 理学部：1.03倍
- ・ 医学部：1.00倍
- ・ 医学部（2年次後期編入）：1.00倍
- ・ 医学部（3年次編入）：0.59倍
- ・ 歯学部：1.00倍
- ・ 工学部：1.05倍
- ・ 工学部（3年次編入）：1.02倍
- ・ 農学部：1.04倍
- ・ 水産学部：1.01倍

- ・ 共同獣医学部：1.05 倍

[修士課程]

- ・ 教育学研究科：0.99 倍
- ・ 農学研究科：0.88 倍
- ・ 水産学研究科：1.15 倍
- ・ 医歯学総合研究科：0.83 倍

[博士前期課程]

- ・ 人文社会科学研究科：0.93 倍
- ・ 保健学研究科：0.85 倍
- ・ 理工学研究科：1.02 倍

[博士後期課程]

- ・ 人文社会科学研究科：0.92 倍
- ・ 保健学研究科：0.63 倍
- ・ 理工学研究科：0.93 倍

[博士課程]

- ・ 医歯学総合研究科：0.97 倍
- ・ 連合農学研究科：1.48 倍

[専門職学位課程]

- ・ 司法政策研究科：0.37 倍
- ・ 臨床心理学研究科：1.02 倍

連合農学研究科（博士課程）については入学定員超過率が高い。また、保健学研究科（博士後期課程）及び司法政策研究科（専門職学位課程）については入学定員充足率が低い。入学定員充足率の著しく低い司法政策研究科では平成 27 年度から学生募集を停止する一方、医歯学総合研究科（修士課程）では入学定員の削減、保健学研究科・農学研究科では 2 次募集、3 次募集等により入学定員充足に努めている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

- 5-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

教育目標を踏まえて大学としての教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のとおり定めている。

「鹿児島大学は、教育目標に掲げる人材を育成するために、以下に示す方針に基づいて、初年次から卒業まで系統性のある教育課程（カリキュラム）を編成します。

1. 幅広い教養と高度な専門的知識、及びこれらに基づいた論理的思考力を育む科目を配置します。
2. 自ら課題を発見・探究・解決する能力を育成する実践的な科目を配置します。
3. 大学、地域及び国際社会における多様な人々とのコミュニケーションを重視した教育を展開します。
4. アクティブ・ラーニングの推進を通して、学生が倫理観をもって自主的に問題に取り組むことを支援する教育を展開します。
5. 人、自然、文化の多様性に見られる鹿児島特有の資源を活用した教育を展開します。」

その下に、各学部、学科・課程の教育課程の編成・実施方針を定めている。

工学部の教育課程の編成・実施方針を例示する。

「工学部は、「自主自律と進取の精神を有する学士（工学）」を育成するため、教育内容の順次性・系統性に配慮した体系的編成の学位プログラムを構成する教育課程（共通教育科目と基礎教育科目からなる教養教育および専門教育）において、以下のような方針による質の高い教育を、高等教育における単位制度の仕組みに基づき実践する。

1. 幅広い視野と多様な価値観を育み、進取の精神を有する技術者・研究者としての豊かな人間性と倫理観を得させるため、教養教育を実施する。

2. 高等学校教育からの連続性に留意しつつ、その上に各専門分野の基礎から応用までの理論・技能を習得させるため、基礎教育を実施する。
3. 工学知識・技術を発展させる汎用的な専門能力を得させるため、技術者・研究者として必須の専門教育を実施する。
4. 学修した知識・技能・学習方法等を総合的に活用し、諸課題の解決に応用できる創成能力を養成するため、研究活動を礎とする教育を展開する。
5. 地域社会および国際社会において進取の気風をもって活躍できるよう、その基盤となるコミュニケーションの能力を向上させるため、語学教育を推進する。
6. 生涯にわたって、自らが主体的に対応する自己管理力を育くむため、対話を根幹とした自主学習を支援する個別指導に基づく教育を行う。」

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

教育課程は、教育課程の編成・実施方針に基づき、共通教育と専門教育から構成されている。共通教育は、共通教育科目・人間力養成プログラムと基礎教育科目・専門基礎力養成プログラムから成り、「進取の精神」を有し学士力を備えた人材育成の基礎的部分を担うことを目指している。共通教育科目・人間力養成プログラムは、知力、実践力、判断力、コミュニケーション力、精神力、身体力等を育成するための科目群から構成されている。

専門教育は、各学部、学科等の教育課程の編成・実施方針に基づき、学位授与の方針が求める卒業時に修得すべき能力との関係によって科目的分類、関係を明確にし、その履修の順序を履修モデル、カリキュラム・マップ等によって示して体系性を明らかにしている。

学士課程において授与される学位には、専攻分野に応じて次のような名称を付記している：法学、経済学、文学、教育学、理学、医学、看護学、保健学、歯学、工学、農学、獣医学及び水産学。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズに応えるために、他学部・他学科の授業科目の履修をはじめ、他大学等における履修を認めている。九州域内の大学のみならず、広島大学、筑波大学、東北大学、放送大学等とも単位互換の制度を設けている。さらに、国際学術交流協定校への学生の派遣、受入による単位互換制度も整備している。

「キャリアとコミュニケーション」（法文学部）、「生涯教育実習」（教育学部）、「科学英語」（理学部）、「インターンシップ」（工学部）等のような社会からの要請に対応する授業科目も数多く設定されている。

法文学部では、最新の地域研究の動向を紹介する「地域科学特殊講義」、医学部では日々進歩する医療技術に対応するため「チーム医療論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「チーム医療実習」、農学部では、最新の科学的知見や産業界でのトピックスを取り入れた「特別講義」や「バイオ産業論」が開設されている。また、水産学部では、平成19年度から「水産業と倫理」を必修にしている。

医学部医学科では、毎年2～4人がアメリカのマイアミ大学へ1年間の海外研修（休学）を行っている。

また、6年次の選択実習の際、海外の大学を選択した学生は、1～3か月間の実習が認められている。

教育学部では、日置市やいちき串木野市との連携により、学生が小規模小学校へボランティアとして赴き、TAを行っている。

19か国・地域、62機関と締結した大学間学術協定に基づき、211人の学生を17か国に派遣し、18か国・地域、46機関と締結した部局間学術交流に基づき、44人の学生を8か国に派遣している。また、平成25年度には、帰国した法文学部学生6人に対して計69単位を、教育学部学生5人に対して計30単位を派遣先大学における学習成果を根拠として認定している。

平成20年度文部科学省「戦略的大学連携支援事業」に採択された「鹿児島はひとつのキャンパスー地域のリーダー養成のための大学連携と総合教育の構築ー」においては、「かごしまカレッジ教育」「かごしま教養プログラム」「かごしまフィールドスクール」の3科目を開設し、鹿児島県内の参加大学等と連携して新たな教育プログラムを企画・共同実施し、支援期間終了後も、実施主体を大学地域コンソーシアム鹿児島に移して、継続実施している。

平成20年度文部科学省「理数学生応援プロジェクト」に採択された「インテンシブ理数教育特別プログラム推進事業」においては、理数分野に強い学習意欲を持つ新入生を対象に、通常の教育課程のほかに「基礎学力・技能を身に付けるための正課教育」と「学習意欲・研究意欲を刺激するための課外教育」を実施し、支援期間終了後も、「理学部理数教育特別プログラム」として継続実施している。

平成21年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に採択された「取材学習を取り入れた循環型初年次教育」においては、法文学部人文学科の初年次生に多メディアを駆使した取材学習の科目を受講させ、受講後の学生をS A (Student Assistant)として再び初年次教育に参加させる循環型の人材養成を実施し、支援期間終了後も、法文学部人文学科において必修科目として継続実施している。

平成22年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業大学教育推進プログラム」に採択された「地域医療を担うプロフェッショナリズム教育」においては、地域実習での学生の自主的な学習を推進するための教材を整備し、eポートフォリオを開発し、支援期間終了後も継続して地域医療機関での教育を実施している。

平成26年度文部科学省「課題解決型高度医療人材養成プログラム」に採択された「地域での暮らしを最期まで支える人材養成」においては、学部学生を対象とした、地域ケアの基礎的能力の修得を目指す「卒前・卒後一貫教育コース」と、臨床経験3年以上の看護師を対象とした、地域での看取りまでを見据えた看護が提供でき、看護職者の教育指導ができる人材育成を目指した「卒後アドバンスコース」のプログラムを実施している。

また、平成26年度文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」に、火山と島嶼を有する鹿児島県域の特徴的な地域課題を自治体とともに解決し、同時に教育・研究・社会貢献を強化した大学改革を推進することを目的とする「火山と島嶼を有する鹿児島の地域再生プログラム」が採択され、特に学士課程教育においては、地域志向型教育を大学全体で推進するために、1年次の全学生必修共通教育科目「大学と地域」を新たに開講し、全学で展開している地域志向型科目群の全体が見えるように授業内容の精査とシラバスの記載を計画している。

編入学制度は、法文、教育、理、医、工、農の6学部で実施しており、編入学生に対しては入学前の履修単位の認定及び入学後の履修方法等について配慮している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

共通教育での授業形態は、講義、実験、実習のいずれかによることとし、平成26年度前期では、それぞれ87%、5%、8%である。講義形態の授業においても、従来の講義形式授業のほかに、地域や海外に出向いたフィールド型授業、課題探求からプレゼン発表までを取り入れたグループ学習型の授業、パソコンを活用した授業等がアクティブラーニングの手法を導入している。英語教育については可能な限り少人数となるようにクラス編成を行っている。実験については、理系学部学生向けに専門教育に備えた基礎力養成のための実験授業を行っている。

各学部の授業形態は、学科等の特性に応じ、講義、演習、実験、実習等を組み合せており、そのバランスは、学年進行に伴って演習、実験等の割合が高くなり、卒業研究に備えるように工夫されている。

講義においては、分野の特性に応じた工夫が見られ、問題解決型チュートリアル授業や対話・討論型の授業を展開している学部・学科もある。演習、実験、実習は、少人数教育を基本として実施しており、併せて、授業補助としてTAの活用を推進している。また、各学部においてフィールド型の授業も積極的に実施している。

医学部医学科では、1～5年次生には自習室を用意しており、自主的な学習に役立てるように促している。6年次生には自習室を11室用意し、11グループに分かれて自主的に学習を行っており、各グループには、担当として2～3人の教授等をそれぞれ配置し、PBLチュートリアル教育を実施している。

法文学部では、人文学科の平成22～25年度のプロジェクト「学生一人一人の「人文系共通技能」を伸ばす学士課程の構築」で累積型学習記録システム（CRL（Comulative Record of Learning））を導入し、学生と教員が学習進度、学問的興味、学習成果等についてウェブサイトを利用してデータを蓄積するシステムを構築している。

共同獣医学部では、講義・実習室の3部屋にコンテンツ作成録画装置を設置し、e-learning用のコンテンツを順次作成している。e-learning用のコンテンツを収めるデータサーバとWebクライアント・サーバー型コンピュータ支援学習システムを導入し、コンテンツの書き込みを進めている。

さらに、学習支援システムMoodleが、平成26年度は246科目で活用されている。具体的な事例として、医学部では、1～4年次の実習関係やグループ学習授業の振り返りやレポートの提出に利用されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて、15週確保されている。

学部ごとに学習成果を活かした進路選択を可能とする観点から履修登録単位数の上限（20～30単位）を設けるとともに、学年ごとの履修計画を指導することにより、自学自習のための時間が確保できるよう配慮している。

平成23年度に実施した学生生活実態調査の結果によれば、1日の平均自習時間が1時間未満の学生の比率が55.3%であり、全般的には自学自習の時間が少なすぎるが、他方、工学部が平成16年度から実施しているアンケートによれば、講義1コマ当たりのレポート作成を含めた予習・復習の時間は、平均して2時間を超えており、この限りでは単位の実質化はほぼ実現している。

各学部・学科では、教育課程をカリキュラム・マップの形で明示し、学生が主体的に学習できるように

配慮とともに、学習の内容、形態に応じた履修方法を指導している。さらに、シラバスにオフィスアワー、担当教員の連絡先を記載し、授業時間外であっても質問できる体制を整えている。

これらのことから、自学自習の時間が一部において不足しているものの、単位の実質化への配慮が一定程度なされると判断する。

5－2－③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

共通教育科目のシラバスは教育センターにおいて作成され、専門教育科目のシラバスは、各学部において教務委員会の主導の下に学科等で作成され、大学ウェブサイト上で公開している。記載項目は原則として、学習目標、授業概要、授業計画、授業外学習（予習・復習）、受講要件、成績評価基準、教科書、参考書、連絡先、オフィスアワー等である。

授業改善に資するアンケートに学生から寄せられた意見に基づいて、学部等のFD委員会等で分析を行い、シラバスの改善につなげている。改善例としては、シラバスに教育目標のキーワードを記入する欄を設けた（共通教育）、授業外学習に関する記載欄を独立させた（専門教育）、教師としての資質能力に関するチェック項目（19項目）を設けた（教育学部）こと等があげられる。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5－2－④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

共通教育の英語においてはG-TELP（国際英検）を導入し、学力別のクラス編成を行っている。

また、高等学校での未履修科目の学習を希望する者等、主として職業系高等学校出身の新入生を対象に、補習教育を全学的に実施しており、「自主学習型」と「授業参加型」の2種類が用意されている。前者は、入学前から使える放送大学の教材を利用したe-learningであり、数学、物理、化学、生物が受講できる（平成26年度の延べ受講者数147人）。後者は、4～6月の土曜日に短期集中授業方式で開講される数学と物理及び平日の夕方開講される英語が実施されている（平成26年度の延べ受講者数77人）。

理学部は学部独自の補習授業として、AO入試及び推薦入試合格者に、入学前補習教育を実施しており、平成26年度は、数学8人、物理6人、化学9人、生物8人が受講している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5－2－⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5－2－⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5－3－① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

大学憲章及び教育目標に沿った形で、大学としての学位授与方針（ディプロマポリシー）を以下のとおり定めている。

「鹿児島大学は、大学憲章及び教育目標に鑑み、地域の活性化及び国際社会の発展に貢献していくため、以下の能力を身につけ、所定の単位を修得した者に学士の学位を授与します。

1. 社会に貢献するために必要な幅広い教養と高度な専門的知識、及びこれらに基づいた論理的思考力
2. 豊かな人間性と倫理観を身につけ、多様なコミュニケーションができる能力
3. 自ら進んで様々な社会活動に参加し、省察し、将来の課題を発見・探究・解決を志向し続けられる実践力」

その下に各学部、学科・課程の学位授与方針を定めている。農学部の学位授与方針を例示する。

「学士の学位を与えるにあたって、以下の点に到達していることを目安とする。

- (1) 幅広い学術的教養を身につけている。
- (2) 農林業および食品・生命科学関連産業に関する専門的な知識を有している。
- (3) 農林業および食品・生命科学関連産業の現場において、専門分野に関するさまざまな課題に対応する方法や技術を習得している。
- (4) 農学に関する研究課題について研究を行い、その成果を卒業論文としてまとめる能力を有している。」

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価や卒業の基準は、学部規則及び細則等に定められ、シラバス及び履修案内等により学生に周知を図っている。成績評価基準は個別の授業に適した形で、出席、課題提出、試験のウェイトが設定され、シラバスに明記されている。

共通教育では、G P A (Grade Point Average) 制度を導入し、科目G P やG P Aに関する基準を学則等に明記し、各授業科目の成績評価基準も、シラバスに掲載している。専門教育でも、法文学部、理学部、工学部、水産学部等でG P A制度を導入している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客觀性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

厳正な成績評価に努める一方で、レポートの返却及び、学部によっては試験問題の解答例や採点基準の開示、試験答案の返却に心掛け、学生から疑義が生じないよう努めている。

さらに正確性を向上させるために、全学的に異議申立て制度を導入している。学生は「異議申立て書」を作成し、教員はそれに対して「異議申立てに対する回答書」を作成して対応結果を明らかにすることにより、成績評価等の客觀性、正確性の担保に努めている。

これらのことから、成績評価等の客觀性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業認定については、学則に定める修業年限以上在学し、かつ、各学部が定める所定の単位を修得した

者は、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定すると規定されている。

卒業認定基準は、学部規則及び細則において定められ、履修案内に明記されており、入学時及び2・3年次に開かれる専門教育履修のためのオリエンテーションで説明され、周知が図られている。各学部において、基準に基づいて卒業判定が行われている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

平成26年10月の訪問調査の時点において、一部の研究科・専攻等を除いて教育課程の編成・実施方針を確認することができなかったが、平成26年12月にすべての研究科の教育課程の編成・実施方針が整理・明文化されている。

人文社会科学研究科（博士前期課程）の教育課程の編成・実施方針を例示する。

1. 専門的な知識と方法を体系的に学ぶために、専門分野ごとの演習・講義等を開設する。
2. 社会人学生のリカレント教育のために、特別演習等を配置するとともに、昼夜開講制や修士論文によるない学位取得のための教育コースを設ける。
3. 専門的な知識を実践的な問題解決へと結びつけ、国際社会への理解やコミュニケーション能力を高めるために、フィールド調査を重視したプロジェクト研究や外国語論文指導等の授業を開設する。
4. 修士論文、博士論文を計画的に作成していくために、論文指導に関する授業科目を開設する。」

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

各研究科・専攻では、それぞれの理念、目的、使命に基づいて、教育課程が体系的に編成され、内容、水準が授与される学位名において適切なものとなっている。

理工学研究科博士前期課程機械工学専攻について例示する。

世界をリードする機械関連技術を追求できる高度で最先端の専門知識を持つ人材、ものづくりに関わる産業活動の中で主体的に社会貢献できる人材及び課題解決能力と倫理的判断力を持った、創造的で指導的な役割を担う人材の育成を目的として、生産工学コース、エネルギー工学コース、機械システム工学コースの3つのコースを設けている。必修科目には、修士論文に関連した「機械工学ゼミナール」のほかに、コースワーク全体の体系が理解できるように基礎的かつ総合的な内容の「機械工学特論」を開講し、選択必修科目はコースに対応した3つの群に分類され、各群からそれぞれ6単位以上を修得することが求められている。学生は、入学時に指導教員と相談の上で学習計画を作成し、その学習計画に応じて選択必修科目、選択科目、適切な倫理意識を持ったエンジニアになるための科目等を履修し、集大成として修士論文を作成することになる。

大学院課程において授与される学位には、専攻分野に応じて次のような名称を付記している：法学、経済学、社会学、文学、教育学、理学、医学、医科学、看護学、保健学、歯学、工学、農学、水産学、学術、臨床心理修士（専門職）及び法務博士（専門職）。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

各研究科では、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮した教育課程の編成を実施している。以下にいくつかを例示する。

教育学研究科では、「教職特論」「教育マネジメント特論」「教育実践開発特論」を研究科共通の必修科目として開設し、教員としての資質向上を図っている。また現職教員をはじめとする社会のニーズに対応するために、昼夜開講制及び長期履修学生制度を導入している。

保健学研究科では、高度な医療を実践できる助産師が社会から求められていることを受けて、平成26年度から博士前期課程に助産学コースを設置している。

理工学研究科では、学際的な学習を推進するために、時代を先導する大学や国公立研究機関の研究者、企業の研究者等を招へいして行う「先端科学特別講義」を開設している。

司法政策研究科では、屋久島や徳之島等の司法過疎地において法律相談を実施する「リーガルクリニックA」を開講し、地域社会のニーズに対応している。

平成21年度科学技術振興機構「理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー）養成拠点構築事業」に採択された「実践的コア・サイエンス・ティーチャー養成スクールと活動拠点構築プロジェクト」においては、大学院学生及び現職教員を対象に、小・中学校において「科学する楽しみ」を伝えることができる教員を養成することを目指した授業や実習を実施し、支援期間終了後においても、「CST養成コース」と名称変更し、継続実施している。

平成24年度文部科学省「専門的看護師・薬剤師等医療人材養成事業」に採択された「放射線看護専門的看護師養成教育課程事業」においては、放射線医療に関わる専門職者を育成するプログラムを実施している。

さらに、大学院全学横断的教育プログラムにおいて、学問の学際化、融合化が求める幅広い分野の知識と柔軟な思考力をもつ人材の育成を目的とする特別コースと、学位論文等を英語で作成する上で必要な英語発信力、情報収集力を強化することを目的とする大学院共通科目を設けている。特別コースには、島嶼学、環境学、食と健康の3コースが開設され、その履修を各研究科における修了要件の単位として認める措置をとるとともに、コースごとに設定された所定のコア科目及びオープン科目の履修に対して修了証を授与している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

各研究科・専攻において、講義、セミナー、演習、実験が分野の特性に応じてバランスよく配置され、加えて少人数教育、対話・討論形式や情報機器を活用した実習等や体験を含めた野外調査等も取り入れている。

他大学等の授業科目の履修や研究指導を受けることができ、学生は研究テーマを中心に関連する授業科目を履修することが可能となっている研究科もある。

専門職学位課程である臨床心理学研究科は、理論と実践を架橋すべく、講義、演習、実習を三位一体とした教育課程を編成している。なかでも演習科目では、専任の教育研究教員と実務家教員との共同科目を配置している。さらに学内実習・学外実習を強化する目的で、国際水準の実習時間を担保し、事前・最中・

事後の指導に加え、学内実習における学生の担当ケースに関しては、専任教員によるスーパービジョンを全ケースに導入している。学外実習は、医療、福祉、教育という心理臨床の代表的な3領域を学生に提供するとともに司法・矯正領域では見学実習を組み入れて、幅広領域での実習を可能としている。

司法政策研究科では法曹養成という教育目的に即して、講義科目、問題演習科目、総合問題演習科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開先端科目をバランスよく配置している。加えて、授業では、少人数教育、対話・討論を中心に授業を行う双方向形式授業や情報機器を活用した授業、フィールド利用型演習として離島に出向いて実際の法律相談活動を体験させる「リーガルクリニック」等も取り入れている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目的授業を行う期間は、試験等の期間を除いて、15週確保されている。

各研究科規則において、GPA制度による成績評価制度の導入等、単位の実質化への配慮がなされている。

専門職大学院である司法政策研究科及び臨床心理学研究科では、履修登録科目数の上限を定めている。

すべての研究科等においてシラバスや便覧等の配布を行い、履修ガイダンス等を通して、学生の主体的な学習を促している。

また、理工学研究科においては学生による授業評価アンケートによって、レポート作成を含む予習・復習の時間を調査しており、その結果によれば、平成24年度以降では研究科全体を通じて1コマ当たり2時間以上の学習を行っている。他研究科における同様の調査が望まれる。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各研究科でシラバスを作成し、大学ウェブサイトで公開している。記載されている項目は原則として、達成目標、授業概要、授業計画、授業外学習（予習・復習）、受講要件、成績評価基準、教科書、参考書、連絡先、オフィスアワー等である。

授業評価アンケート結果等を参考として、教員・学生双方のシラバスの活用状況の検証を行っている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に

在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

社会人学生等で夜間に授業の開講を希望する者や、教育上特別の必要があると認められる者に便宜を図るために、連合農学研究科及び司法政策研究科以外のすべての研究科において大学院設置基準第14条による教育方法の特例を適用し、個別に対応策を考え、夜間、その他特定の時間、時期において授業又は研究指導を集中的に行うなどの対策を講じている。

このことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

学生ごとに主指導教員（1人）と副指導教員（1～2人）を定め、複数教員による指導の下に、履修計画に従って必要な科目を履修し、研究計画に従って学位論文作成に必要な能力を培っている。連合農学研究科では、学生ごとに指導教員が毎年、教育研究指導計画書を作成し、それに沿って指導が行われている。

研究倫理に関する指導については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等に基づく指導を実施している。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

平成26年10月の訪問調査の時点において、一部の研究科・専攻等を除いて学位授与方針を確認することができなかつたが、平成26年12月にすべての研究科の学位授与方針が整理・明文化されている。

人文社会科学研究科（博士前期課程）の学位授与方針を例示する。

1. 高度な専門的な知識を体系的に習得している。
2. 国際的な視野と明確な問題意識にたって研究を進める能力を備えている。
3. フィールドワークやリサーチワーク等、専門的な知識に基づいた調査と分析を行う能力を備えている。
4. 専門的な知識を実践的な問題解決に結びつけ、地域に貢献できる能力を備えている。」

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準及び修了認定基準は、研究科・専攻ごとに規則等に定め、履修案内、大学ウェブサイト、入学時オリエンテーション等で周知に努め、不明な点等には学生（教務）係及び指導教員等が個別に対応している。

個別の科目における成績評価は、シラバスに記載された「到達目標」と「成績評価基準」に基づき担当教員が研究科の規定等に従って行っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価の客観性、正確性を向上させるために、全学的に異議申立て制度を導入している。学生は「異議申立て書」を作成し、教員はそれに対して「異議申立てに対する回答書」を作成して対応結果を明らかに

することにより、成績評価等の客観性、正確性の担保に努めている。

司法政策研究科では、試験ごとに成績評価総括を作成し、教育活動点検評価委員会での審査を経たうえ教授会で審議を行い、公表している。臨床心理学研究科でも、成績評価の公正性・公平性を確保するために入学時並びに年度更新時にオリエンテーションを実施して統一的な成績評価基準を開示している。また、科目ごとにシラバス上で詳細な成績評価ポイントを明示している。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

人文社会科学研究科では、学位論文に係る評価基準を定め、『修学の手引き』に記載している。修士論文については、

「修士論文の成績評価に関しては、以下のような項目を一般的な審査基準としつつ、各学問分野の専門性やそれぞれの論文の特性をも十分考慮した上で、総合的に判断し、合否を決定する。

1. 問題意識が明確であり、研究テーマの設定が適当か。
2. 研究テーマにふさわしい研究方法や論証方法が採られているか。
3. 研究結果の記述（本文、図、表、引用など）が十分かつ適切か。
4. 論理展開が一貫しており、説得力があるか。
5. 独創性や将来性が認められるか。」

と定めている。

平成26年10月の訪問調査の時点において、一部の研究科においては、学位論文に係る評価基準が明確には定められていなかったが、平成26年12月に明文化され、学生に対して明示されている。

各研究科では、論文審査を複数で行う体制をとり、研究倫理も含めて公正な論文審査が実施できるよう、研究科委員会の審議を経て審査委員会を設け、必要に応じて他の大学院等の教授等を審査委員に加えることも可能としている。合否判定は、審査委員会の報告に基づき研究科委員会等で行っている。

最終審査までに、発表会形式による公開審査等を行い、論文の進捗状況について事前にチェックする仕組みを取り入れている。

専門職学位課程の司法政策研究科及び臨床心理学研究科についても、修了認定基準が組織として策定されている。

これらのことから、学位授与方針に従って、修了認定が実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成20年度文部科学省「戦略的大学連携支援事業」に採択された「鹿児島はひとつのキャンパス－地域のリーダー養成のための大学連携と総合教育の構築－」においては、鹿児島県内の参加大学等と連携して新たな教育プログラムを企画・共同実施し、支援期間終了後も継続実施している。
- 平成20年度文部科学省「理数学生応援プロジェクト」に採択された「インテンシブ理数教育特別

「プログラム推進事業」においては、理数分野に強い学習意欲を持つ新入生を対象に、通常の教育課程のほかに「基礎学力・技能を身に付けるための正課教育」と「学習意欲・研究意欲を刺激するための課外教育」を実施し、支援期間終了後も、「理学部理数教育特別プログラム」として、継続実施している。

- 平成 21 年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に採択された「取材学習を取り入れた循環型初年次教育」においては、循環型の人材養成を実施し、支援期間終了後も、法文学部人文科学科において必修科目として継続実施している。
- 平成 22 年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業大学教育推進プログラム」に採択された「地域医療を担うプロフェッショナリズム教育」においては、地域実習での学生の自主的な学習を推進するための教材を整備、e ポートフォリオを開発し、支援期間終了後も継続して地域医療機関での教育を実施している。
- 平成 26 年度文部科学省「課題解決型高度医療人材養成プログラム」に採択された「地域での暮らしを最期まで支える人材養成」においては、学部学生を対象とした、地域ケアの基礎的能力の修得を目指す「卒前・卒後一貫教育コース」と、臨床経験 3 年以上の看護師を対象とした、地域での看取りまでを見据えた看護が提供でき、看護職者の教育指導ができる人材育成を目指した「卒後アドバンスコース」のプログラムを実施している。
- 平成 26 年度文部科学省大学COC事業に、「火山と島嶼を有する鹿児島の地域再生プログラム」が採択されている。
- 平成 21 年度科学技術振興機構「理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー）養成拠点構築事業」に採択された「実践的コア・サイエンス・ティーチャー養成スクールと活動拠点構築プロジェクト」においては、大学院学生及び現職教員を対象に、小・中学校において「科学する楽しみ」を伝えることができる教員を養成することを目指した授業や実習を実施し、支援期間終了後においても、「C S T 養成コース」と名称変更し、継続実施している。
- 平成 24 年度文部科学省「専門的看護師・薬剤師等医療人材養成事業」に採択された「放射線看護専門的看護師養成教育課程事業」においては、放射線医療に関わる専門職者を育成するプログラムを実施している。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

《学士課程》

平成21～25年度の標準修業年限内卒業率は、法文学部が81.2～85.1%、教育学部が80.0～86.1%、理学部が76.1～80.7%、医学部医学科が72.7～85.1%、医学部保健学科が91.0～95.8%、歯学部が83.6～90.9%、工学部が67.3～74.4%、農学部（獣医学科以外）が77.9～86.7%、農学部（獣医学科）が87.9～100%、水産学部が81.0～88.9%と、学部により差異は見られるものの、概して高い水準で推移している。「標準修業年限×1.5」年内卒業率は、法文学部が90.6～96.8%、教育学部が89.3～93.9%、理学部が82.8～87.8%、医学部医学科が95.4～98.8%、医学部保健学科が93.3～97.5%、歯学部が83.6～94.5%、工学部が85.3～89.7%、農学部（獣医学科以外）が89.2～92.6%、農学部（獣医学科）が93.9～100%、水産学部が92.6～98.6%と、学部により差異は見られるものの、概して高い水準で推移している。

また、単位修得率は、平成25年度実績で、共通教育では89.1%、専門教育では88.2%である。

休学率は、平成25年5月1日現在、1.6%、退学率は平成25年度実績で、1.7%である。

平成21～25年度における国家試験の合格率は、医師91.0～97.5%、看護師92.1～100%、保健師94.3～98.9%、助産師88.9～100%、理学療法士90.0～100%、作業療法士82.4～95.0%、歯科医師82.7～92.0%、獣医師88.6～100%である。

平成25年度の教育職員免許取得者は、教員養成課程が654人、教員養成課程以外が241人である。

また、優秀な学生を表彰する制度として、鹿児島大学稻盛賞や鹿児島大学工業俱楽部賞、学業成績優秀学生奨学金、メディポリス授業料免除、その他学部独自の賞等を設け、学生の勉学等の意欲向上を促すとともに、その選抜に学生の学業達成状況を反映させている。

《大学院課程》

修士課程・博士前期課程の平成21～25年度の標準修業年限内修了率は、人文社会科学研究科が78.6～90.0%、教育学研究科が70.3～89.5%、保健学研究科が56.0～87.0%、理工学研究科が87.8～93.5%、農学研究科が83.3～94.2%、水産学研究科が78.6～90.5%、医歯学総合研究科が88.9～95.7%、「標準修業年限×1.5」年内修了率は、人文社会科学研究科が88.5～100%、教育学研究科が85.0～97.4%、保健学研究科が72.0～95.2%、理工学研究科が90.6～94.0%、農学研究科が86.0～95.7%、水産学研究科が64.3～90.5%、医歯学総合研究科が90.0～95.7%である。

博士課程・博士後期課程の標準修業年限内修了率は、人文社会科学研究科が0.0～50.0%、保健学研究科が0.0%、理工学研究科が40.0～73.9%、医歯学総合研究科が17.2～31.4%、連合農学研究科が44.1

～64.0%、「標準修業年限×1.5」年内修了率は、人文社会科学研究科が 16.7～80.0%、保健学研究科が 0.0～20.0%、理工学研究科が 62.5～84.0%、医歯学総合研究科が 21.4～57.1%、連合農学研究科が 80.6～90.9%と、研究科による差異、年度による差異が大きい。

専門職学位課程の標準修業年限内修了率は、司法政策研究科が 11.1～48.0%、臨床心理学研究科が 86.7～100%、「標準修業年限×1.5」年内修了率は、司法政策研究科が 56.7～76.7%、臨床心理学研究科が 100%と、研究科による差異が大きい。

平成 25 年 5 月 1 日現在、休学率は 10.1%、退学率は 4.4%である。

平成 21～25 年度における新司法試験の合格率は、0.0～10.8%である。

国内外の学会での発表や、学会誌への掲載を推奨しており、研究科によっては、修了要件として、査読付き論文採択数等を規則（申合せ）に明示している。

学生の業績としては、H-IIA ロケット 23 号機に相乗りした大学院理工学研究科と NPO 法人鹿児島人工衛星開発協議会が開発した小型人工衛星 K S A T 2 の運用、水産学研究科の大学院学生が魚類の日本新記載種を学会に報告した例がある。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

平成 23 年度学生生活実態調査の結果によれば、授業の満足度については、「満足」又は「やや満足」と回答した学生の割合が法文学部 66.4%、教育学部 65.2%、理学部 68.3%、医学部 65.1%、歯学部 60.9%、工学部 59.8%、農学部 72.7%、水産学部 73.4%であり、全体では「不満」「やや不満」が 9.8%に対し、「満足」「やや満足」が 66%である。

平成 25 年度学生生活実態調査の結果によれば、学士課程を対象とした授業内容の理解度についての 4 段階での設問に対して、上位 2 段階的回答が全体で 93.8%を占めている。また、大学院課程を対象とした研究科・専攻の適合についての 4 段階での設問に対して、上位 2 段階的回答が全体で 91.8%を占めている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

平成 21～25 年度の就職希望者の就職率は、学士課程全体で 91.5～95.3%であり、学部別に見ても 82.3～99.2%と高い水準を維持している。就職先は、法文学部では商業、公務員、金融関係、教育学部では教員、理学部では教員、公務員、医学部保健学科では医療関係、公務員、工学部では建設・製造業、農学部では製造業、サービス業、公務員、水産学部では商業、製造業が多い。

平成 21～25 年度の大学院等への進学率は、法文学部が 4.5～8.0%、教育学部が 7.6～9.5%、理学部が 34.1～41.6%、医学部医学科が 0.0%、医学部保健学科が 0.8～4.0%、歯学部が 0.0%、工学部が 48.8～61.7%、農学部が 22.3～26.7%、水産学部が 25.5～31.7%と、学部による差異が大きい。

大学院課程については、平成 21～25 年度の就職希望者の就職率は、全体で 91.2～94.1%であり、研究科別に見ると 48.6～100%と、分野による差異が目につく。修士課程・博士前期課程修了生の場合、国内外の博士課程へ進学する者や、高度な専門職業に就く者、博士課程・博士後期課程修了生の場合、研究機関に就職する者、大学の教員やポストドクターとして高等教育機関で研究を続ける者等様々である。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

就職支援センターでは、平成25年夏に卒業生が就職している企業や卒業予定者が就職内定している県内の企業43社を直接訪問し、勤務状況や印象等について意見を交わすなどの活動を行っている。学習成果を確認するための調査ではないが、訪問記録から就職している卒業生や内定している学生が評価されている様子がうかがえる。

学部・研究科独自の取組として、水産学部、理工学研究科等では、社会的ニーズを分析し、教育に役立てるため、卒業（修了）生及び就職先等からの意見聴取が行われている。例えば、水産学部では、平成24年度に、水産学部合同会社説明会に参加した企業56社を対象としてアンケートを行い、学部教育について意見を求めている。また、臨床心理学研究科では、平成22年度に、平成19・20年度修了生を対象にアンケートを実施している。在学時の教育に対する満足度は高いものの、様々な改善意見も寄せられている。水産学部では、ウェブサイト上でアンケートを実施している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

郡元キャンパス、桜ヶ丘キャンパス、下荒田キャンパスの3つの主要キャンパスを有し、その校地面積は郡元キャンパスが265,298m²、桜ヶ丘キャンパスが221,553m²、下荒田キャンパスが43,970m²である。また、各キャンパスの校舎等の施設面積は、計317,339m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

「国立大学法人鹿児島大学における施設等の有効利用に関する基本方針」を策定し、施設を固定利用エリア、共通利用エリア、可変利用エリアに区分し、全学施設の利用状況を把握するために、スペース管理システムを導入することにより、有効利用を図っている。

また、「国立大学法人鹿児島大学における施設マネジメントに関する基本方針」に基づき、施設の点検・評価を踏まえた有効活用及び計画的な維持管理等、施設マネジメントの推進に努めている。

学内共同教育研究施設である、フロンティアサイエンス研究推進センターの教育研究支援部門（動物実験、遺伝子実験、機器分析、アイソトープ実験の4分野）では、先端研究機器・設備を一元的管理し、教育研究を支援している。

また、共用の研究スペースとして、全学利用の総合教育研究棟や理工系総合研究棟等が設置されているほか、理学部では共同実験室等を設け、高度化・学際化する研究環境への対応を図っている。これらの研究スペースの使用状況については、スペース管理システムにおいて、把握されている。

耐震化については、病院再開発対象施設・職員宿舎を除き、Is値0.7以下の施設を対象として進めしており、平成26年5月1日現在の進捗率は78.1%である。

バリアフリー化に関しては、施設の新築、改修時には「鹿児島県福祉のまちづくり条例」に準拠し、全学的に実施している。さらに、農学部においては、民間の資金、運営能力及び技術的能力を活用して行うPFI事業（改修）により、バリアフリー化が進められている。

安全・防犯面に関しては、適宜外灯を設置しているほか、図書館内等に監視カメラを設置するなどの配慮をしている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

学術情報基盤センターや共通教育棟をはじめとする学内の端末室に設置されている1,009台のパソコン

が共通教育・専門教育の授業、ゼミ、自習、情報検索、卒業研究、論文執筆、就職活動に利用できるよう整備され、すべて情報ネットワークに接続している。授業等で使用されていない時間帯であれば自由に利用できるほか、全利用者がメールアカウントの発行を受けて教育研究に有効に活用している。医療系大学間共用試験をはじめとする各種試験の端末室での受験も可能としている。さらに、オープンネットワークを利用すれば、学生所有のパソコンをキャンパス情報ネットワークに接続し、教育・研究に活用でき、一部キャンパスでは、無線LANを整備している。

情報ネットワークは、学術情報基盤センターが構築し、運用・管理している。キャンパス内の基幹ネットワークは、ギガビットスイッチと光ファイバーにより高速性が、無停電電源装置と主要な機器の冗長化により安定性が、ファイアウォールの集中管理により安全性が確保されている。

また、情報システムを安全に安定的かつ効率的に運用するための情報システム運用方針を定めるとともに、学術情報基盤センターについては、情報セキュリティ体制の強化について、平成25年4月23日付けで情報セキュリティマネジメントシステム(I-SMS)の国際規格ISO27001の認証を受けている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理され
ており、有効に活用されているか。

附属図書館は、中央図書館のほかに桜ヶ丘分館と水産学部分館から成り、平成26年4月1日現在、1,286,695冊の蔵書と、36,134種類の雑誌並びに玉里島津家の玉里文庫をはじめとする貴重書や古書籍のコレクションを有している。電子ジャーナルは、約10,000タイトルが閲覧可能であり、各種文献データベースも利用できる。中央図書館は延床面積12,697m²、総座席数910席、桜ヶ丘分館は延床面積1,980m²、総座席数158席、水産学部分館は延床面積795m²、総座席数123席である。

グループによる図書館資料を利用した学習・研究活動のため、中央図書館には、視聴覚機器等も備えたグループ学習室が設置されている。また、附属図書館のウェブサイトから文献複写申込や図書購入依頼等の申込ができるウェブリクエストサービス機能を提供している。

水産学部分館は平成26年6月に全館改修を行い、1階がセミナールーム、学習ラウンジ、グループ学習室から成るラーニングコモンズに生まれ変わっている。

教員や学生による研究成果を保存・公開し、学術情報流通の発展に寄与することを目的として、「鹿児島大学リポジトリ」の中で、教職員や学生が執筆した論文や報告書を収集し広く学内外に公開している。平成26年3月31日現在の収録論文数は10,918編である。さらに、県内の大学等が共同で運用する「鹿児島県学術共同リポジトリ(KARN)」も担当している。

附属図書館には37人の職員（専任23人、非常勤14人）が配置されており、そのうち18人が司書、2人が司書補の資格所有者である。

平成25年度の利用状況は、入館者総数495,210人、全館合計の貸出冊数は73,054冊である。図書館の利用者数は平成23年度以降減少傾向にある。

一般市民の生涯学習を支援するために図書館を開放しており、平成25年度には延べ19,486人の市民が利用している。

開館時間は、中央図書館と桜ヶ丘分館が平日8時30分から21時30分、土日10時から18時、水産学部分館が平日8時30分から20時、土10時から17時である。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効

に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の主体的な学習のために、附属図書館、学術情報基盤センター等の学内共同利用施設に自主的学習環境を整備している。附属図書館では、開館時間の延長や土日開館も実施しており、加えて個室、グループ学習室を設置している。学術情報基盤センターでは、授業で使用していない時間帯には自由にパソコンを利用ることができ、平日は8時30分から22時まで、土日は13時から18時まで利用可能である。

留学生センターでは多目的学習室を整備し、留学生のパソコンの利用、日本語図書の利用等の学習支援を行っている。

各部局では、自習室を整備し、学生が自習やグループ討論ができる学習机、会議テーブル等を設置するなど、自主的学習環境を整備している。また、授業のない時間帯には講義室を開放している。

その他、学部単位で情報機器（情報処理教室及びマルチメディア室）を整備し、教員等の指導の下で自由に利用できる環境を整えている。また、キャンパス内の無線LANアクセスポイントの設置箇所を増やすとともに、有線LANのコネクターを講義室等に設置している。なお、大学院学生には、専攻ごとに研究室を設置し、個人用の机を整備するなどの配慮をしている。

また、平成25年度には、学生が自ら学び、対話し、成長する場として整備された、学習交流プラザ（学習ラウンジ1～4の合計座席数約400席、グループ学習室座席数約90席、学習交流ホール座席数約110席）、学生サークル会館、大学会館の3つの建物から構成される複合施設が完成している。学習交流プラザには、学習ラウンジ、グループ学習室、フードコーナー、スタディサポート（書籍販売等）、ライフサポート（コンビニ）等が配置され、飲食、談話可能なスペースとしている。さらに、英語を主とする外国語コミュニケーションを行う場（グローバルランゲージスペース）を設け、学生の外国語運用能力向上の場として利用されている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

各学部・研究科では、入学時のオリエンテーション等で、共通教育履修案内や学部の専門教育のための履修案内（修学の手引等）を配布し、単位修得の方法等を説明している。なお、水産学部では入学時のガイダンスを練習船上で実施している。

専門教育のガイダンスは、年度ごとにオリエンテーションを通して行っている。特に、専門教育の「演習」に関しては、ガイダンスを学外の研修所（宿泊）で実施し、教員及び学生の交流促進を図っている学部もある。また、学部等に配置している教務・学生係や指導教員等、担当教員も個別の相談に対応している。

留学生には別途、英語、中国語等多言語によるオリエンテーションを実施し、日本語履修案内、修学・生活支援等を行っている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

授業アンケート、学生生活実態調査、留学生アンケートの実施、学生意見箱、学生何でも相談室の設置等により学習支援に関する学生のニーズを把握し、対策を講じている。また、平成25年度からは、既設の学生何でも相談室に加え、各学部及び研究科にも学生相談窓口を設置して、窓口に相談員1人及び学生支援担当事務職員を配置している。

さらに、学生のニーズを把握するために、毎年10月に「学長と学部学生との懇談会」を、3月に「学長と学部卒業予定者との懇談会」を開催している。

各学部・研究科においては、指導教員制や学年担任制の下で、学習や生活に関する指導・助言を行っているほか、オフィスアワーを設定し、メーリングリストの設定や電子メールによる質問の受付、日常的な相談に随時応じている。

留学生に対しては、必要に応じてチューターを配置し、学習や生活上の細やかな支援を行っている。留学生センターでは『留学生受入マニュアル』と『チューターガイドブック』を作成し、留学生のチューター教育とチューター相互の連携を強化するための定期的な指導を実施している。このほか、留学生に対する補習教育を、英語によって実施するなどの支援も行っている。

社会人学生には受入先の研究科が、学生の勤務状況に配慮し、学習指導、支援を行っている。

また、平成22年度より、上級生が下級生の抱える問題等の解決をボランタリーに支援する、大学独自のピア・サポート制度の構築に着手し、7月に学生だけのワークショップ、12月には制度導入に向けて学生・教職員のワークショップを開催(63人参加)している。その後、自主参加の学生達を核としてピア・サポート制度の導入に向けて環境整備を行い、平成24年度からのピア・サポート室の設置等に至っている。

障害のある学生に対する支援の全学的な方針を「鹿児島大学における障害を有する学生の修学支援に関する指針」として定め、障害のある学生の状況については、定期的に調査を行い、同指針に基づき障害学生支援経費を措置している。特に学習支援として、例えば、法文学部ではノートテイカーとして学内学生ボランティアを募集し、ノートテイカー養成講座を実施している。さらに、発達障害のある学生について相談、診療を中心に充実した対応をとっており、保健管理センターに防音室を設置して、発表のシミュレーションやプレゼンテーションの練習を行うことができるようにならして、「講義中継用テレビ会議システム」を導入して授業に出られない学生が講義を聴講することを可能にしている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

サークル活動や自治活動等は、学生組織である学友会が連絡・調整を行っており、大学がその活動を支援している。平成26年3月31日現在、124のサークル（文化系56、音楽系15、体育系53）が公認団体として活動しており、これらのサークルが積極的に活動できるよう体育館、球技場、陸上競技場、大学会館及び講義室等を開放している。これらの運営資金は、学友会費及び大学経費から予算を計上し、備品購入や大会、遠征等への補助、スポーツ安全保険の助成及び各施設の整備等を行っている。なお、入学時にサークル活動（課外活動）が記載された学生便覧を配布し、大学ウェブサイト上でもその内容や情報を掲載している。

平成23年度より、教育目標に沿った人材の輩出を図ることを目的に、在籍期間中において困難な課題に果敢に挑戦する「進取の精神」を実践し、学生憲章の趣旨に即した活動実績や優秀な業績等を収めた学

生及び学生団体を表彰する「鹿児島大学進取の精神学生表彰」を設立し、平成 23 年度は 1 団体を最優秀賞（副賞 50 万円）、4 人（団体）を準優秀賞（副賞 25 万円）として、平成 24 年度は 2 団体を優秀賞（副賞 10 万円）として、平成 25 年度は 1 団体を優秀賞、3 人（団体）を準優秀賞として選定し、表彰している。

平成 25 年度には、学生憲章の趣旨にのっとり、学生自らが企画・運営・実施する様々なプログラムの支援を通じて困難な課題に果敢に挑戦し、実践することによって、進取の精神を継承していくことを目的とした「鹿児島大学進取の精神チャレンジプログラム」を創設している。平成 25 年度は 18 件の応募があり、そのうち 5 件を採択してプログラム経費を支援し、平成 26 年 2 月にプログラム成果発表会を開催し、優秀なプログラムとして表彰を行っている。

東日本大震災に伴う学生のボランティア活動について、学生ボランティア登録・参加から活動終了・報告までの手続き並びに各部局との情報共有・連絡方法等を一元化し、平成 23 年 6 月には東日本大震災災害支援ボランティア活動報告会を開催している。同年 11 月には、「鹿児島大学災害ボランティア活動支援事業実施要項」を定め、平成 25 年度は、ボランティア活動従事者約 240 人のうち 64 人を支援している。なお、学生もボランティア支援センターの運営に参画し、ボランティア初心者に対する支援を行いながら、年 2 回「ボランティア団体紹介会（5 月）」（平成 25 年度参加者数 82 人）及び「ボランティア団体交流会（1 月）」（平成 25 年度参加者数 60 人）を開催している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

平成 23 年度に学生生活実態調査を実施している。経済状況、住居・通学・食事、学習、課外活動、就職、健康状態、ハラスメント、施設とキャンパス環境等、幅広く調査を行い学生のニーズの把握に努めている。学生生活実態調査以外でも全学及び各学部等に意見箱等を設置し、学生からの意見・要望等を汲み上げるようにしている。

学生の健康については、学生定期健康診断にウェブサイトでの予約制度を導入し、学生の空き時間に受診できるようにして受診率を高めるように努めている。また、平成 25 年 8 月から桜ヶ丘地区の保健管理センター分室においても保健師 1 人が常駐し、軽症外傷処置、健康相談、保健指導を行い、学生支援の充実を図っている。

就職支援センターには専門の就職相談員を配置し、民間企業出身の職員も含めて就職相談に当たっており、平成 22 年度からは、ハローワークのジョブサポーターが学内にほぼ毎日常駐し、就職支援センターで相談に応じるだけでなく、学部への出張相談も行っている。

その他の就職支援事業としては、全学就職支援センターを中心に、学生の就職活動スケジュールに合わせ、年間 8 回以上の就職ガイダンスを開催しているほか、業界研究講座や模擬面接講座、4 年次生向けの就職活動見直し講座、公務員・教員向けの集団討論対策講座等を少人数の講座として開設し、卒業生による支援セミナー、年間約 250～290 社の企業による合同・個別の学内企業説明会、企業セミナー参加のためのバスツアー等を実施している。さらに、平成 25 年度からは、企業説明会や採用試験が多い時期に、就職支援センター福岡サテライトを設置し、県外で就職活動を行う学生を支援している。

各種ハラスメントに関しては、ハラスメント防止に関する規則を制定し、ハラスメント防止委員会を設

置している。ハラスメント防止のための指針及び関連規則等を大学ウェブサイト内の「ハラスメント相談窓口」(学内専用)に掲載し、周知に努めている。学生に対しては毎年度入学時にリーフレットを配布し、常に携帯するように指導している。学生又は教職員からのハラスメントに関する相談に対応するために、学内に51人の相談員を配置している。

学生の生活や各種ハラスメントに関する相談は、学生何でも相談室で対応し、必要に応じて保健管理センターとも綿密に連携し、心理的な相談や面接を通して学生の心のケアを行っている。

障害のある学生の支援に対しては、その支援の更なる充実を目的として、平成26年度から保健管理センター所長及び学生支援担当部課長を含めた障害学生支援センターを設置し、保健管理センター医師・カウンセラー等との一層の連携を図ることが可能となっている。さらに、精神科医師を1人から2人に、カウンセラーを3人から7人に増員するとともに、キャンパスソーシャルワーカー2人の新たな配置をしている。

平成24年3月の教育・学生支援担当教職員講習会での研修の実施に加えて、平成22~23年度にかけて教育改革室個別支援学生検討プロジェクト委員会において、「教職員のための学生理解と個別支援マニュアル」を作成し、全学の教職員へ配布している。結果として、支援件数の急激な増加(平成22年度延べ2,830件、平成23年度延べ4,060件、平成24年度延べ4,772件)につながっている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

日本学生支援機構等の奨学金については、掲示及び学生への一斉メール等により周知に努めている。平成26年度は、学部学生が4,711人(第1種1,997人、第2種2,714人)、大学院学生が331人(第1種295人、第2種36人)利用しており、毎年増加傾向にある。日本学生支援機構以外の団体からの奨学金受給者を合わせると、学部学生の53.9%、大学院学生の22.3%が奨学金を受給していることになる。

このほかに、大学独自の奨学金として、平成19年度から新入生を対象に実施していた「スタートダッシュ学資金制度」(大学院学生は平成20年度から実施)を見直し、平成23年度から、学部学生に対しては、対象者(外国人留学生を含む。)を学部の全学年に拡大し、在籍中の成績評価により奨学金を給付する制度(学業成績優秀学生奨学金)に改めている。平成25年度の受給者は85人、一人当たり15万円である。また、大学院学生については、平成23年度に寄附金を原資としたメディポリス教育振興基金を設立し、学業、人物ともに優れ、経済的支援を必要とする者(外国人留学生含む。)に対し、後期の授業料を免除する制度を創設して、平成25年度は35人の大学院学生の後期授業料の免除を実施している。また、大学憲章に基づき、自主自律と進取の精神を併せ持ち、かつ社会の発展に貢献し、国際社会で活躍できる人材の育成を図るため、学生の海外研修を支援することを目的に、学生海外研修支援事業を実施し、平成25年度は合計24科目、230人に対し支援を行っている。

授業料免除制度については、平成23年度から、授業料免除枠を拡大し、家計基準及び学力基準を満たす意欲と能力のある学生全員が支援を受けられる機会を得られるようにするとともに、外国人留学生に対する家計基準の緩和措置を併せて行っている。平成25年度は、申請者の約9割の学生が全額又は半額を免除されている。

また、学生寮は、遠隔地から通学する学生に勉学と生活のための良好な環境を提供し、かつ経済的負担を軽減することを目的として、唐湊地区(男子寮定員232人、女子寮定員81人)と桜ヶ丘地区(女子寮定員99人)に設置されており、過去3年間の年間平均入居率は85~92%である。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成25年度に学生が自ら学び、対話し、成長する場として整備された、学習交流プラザ、学生サークル会館、大学会館の3つの建物から構成される複合施設が完成するなど自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されている。
- 学長が直接学生のニーズを把握するため、懇談会を開催し、授業内容や修学環境等に関する学生からの意見や要望を聞き、学生支援の充実に努めている。
- 上級生が下級生の抱える問題等の解決をボランタリーに支援するピア・サポート制度を設けている。
- 発達障害のある学生について相談、診療を中心に充実した対応をとっており、保健管理センターに防音室を設置して、発表のシミュレーションやプレゼンテーションの練習を行うことができるようとしたほか、「講義中継用テレビ会議システム」を導入して授業に出られない学生が講義を聴講することを可能にしている。
- 困難な課題に果敢に挑戦する「進取の精神」を実践し、学生憲章の趣旨に即した活動実績や優秀な業績等を収めた学生及び学生団体を表彰する「鹿児島大学進取の精神学生表彰」を設立している。また、学生自らが企画・運営・実施する様々なプログラムの支援を通じて困難な課題に果敢に挑戦し、実践することによって進取の精神を継承していくことを目的とした「鹿児島大学進取の精神チャレンジプログラム」を創設している。

基準8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育の質の改善・向上を図るために全学的な組織として、教育担当理事、共通教育担当副学長、学長補佐、各学部・研究科の副学部長等及び教育センター高等教育研究開発部長で構成される教育改革室が設置されている。室には教務等部門、学生支援等部門及び入試等部門の3部門が置かれ、教育課程・教育方法の改善、学生支援・修学支援の改善、入学者選抜、教育の点検・評価の改善に関する事項について企画立案等を行い、執行部会議や役員等会議で審議の後、教務委員会やFD委員会等での審議を経て、各部局において実施されており、全学と部局が連携して施策の実現を図るための体制が構築されている。活動的具体的事例としては、「鹿児島大学ファカルティ・ディベロップメントに関する指針」の制定、学士課程の教育課程編成・実施の方針及び学位授与の方針の策定等を行い、キャップ制、ナンバリングやGPA制度の全学的な導入に向け検討を行っている。

学習成果の測定及び向上のためのシステムとして、平成24年度に大学IRコンソーシアムに加入して毎年学生調査を実施し、調査結果を教育改善に役立てている。

また、組織的なFDを通じた教育の質の向上のシステムの構築へ向け、平成26年に学則及び大学憲章に基づいて、「鹿児島大学ファカルティ・ディベロップメントに関する指針」を教育研究評議会において決定し、鹿児島大学におけるFDの定義を明確にすることにより、大学としての責務、部局等の責務、教員の責務について明確化している。

工学部では、JABEE（日本技術者教育認定機構）に準拠した教育体制を構築し、それに基づき教育改善のためのPDCAサイクルを実行している。また、水産学部ではISOマニュアル、水産学研究科については研究科ISO準拠マニュアルに従い、PDCAサイクルに基づき組織として教育の質の向上や授業の改善を図っている。

これらのことから、教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

- 8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

授業評価アンケートを部局ごとに毎学期実施し、各教員にアンケート結果等を返し、授業改善に役立てている。アンケートの分析結果は、各部局の委員会で報告するほか、FD報告書に掲載している。これに

より得られた情報を基に、各教員及び各部局等が自己点検・評価を行い、改善点を検討するシステムを構築している。このことにより、一方的な講義調の授業にならないように学生参加型の授業を取り入れるなどの改善につながっている。

F D委員会では、平成 18 年度から毎年、学生・教職員が参加する F Dワークショップ「学生・教職員ワークショップ」を開催しており、学生・教員のニーズの把握に努めている。

学生生活実態調査及び学生意見箱で得られた意見の中には授業改善に関する要望も含まれている。学生の意見への対応については、学生部等の意見対応窓口から関係部局及び教員へ伝達され、改善に結び付ける流れができている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8－1－③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

法人の経営に関する重要事項等を審議する経営協議会において、教育活動についても学外委員から意見を聴取し、改善に活かしている。例えば、国際化への取組についての意見を受けて、平成 26 年度から新たに共通教育における 14 のプログラムについて、事前・事後学習、語学学習を組み合わせ「進取の精神グローバル人材育成プログラム（P-S EG）」として、200 人程度の学生を対象に実施している。

学外関係者の意見は、各学部等が様々な方法で聴取し、改善に活かしている。

教育センターでは、高校生以上の一般市民を対象として、授業及び施設等を学外に広く公開すること及び教育活動全体を市民の視点から点検し、授業改善に資することを目的として、教育センターオープンクラスを実施しており、参加者アンケート及び見学者を受け入れた教員を対象としたアンケートを基に授業改善に取り組んでいる。

法文学部では、卒業生等からの意見を受けて、就職活動、公務員試験等において時事問題知識が問われる状況に対応するため、より社会の現実に即した授業科目「政策学特殊講義（平成 25 年時事問題）」を開設している。

農学部では、外部評価の結果を受けて、「焼酎発酵・微生物科学」教育コース（仮称）の開設を検討している。

水産学部では、「学芸員資格を取得したかった」との強い要望を受けて、平成 22 年度卒業生から資格取得ができる教育課程を編成している。また、食品産業に就職した卒業生からの「魚肉に関してだけではなく、動物性食品と植物性食品の違い等、食品化学に関する幅広い教育が必要である」との意見から、「食品化学」のシラバスの内容を変更している。

臨床心理学研究科では、平成 21 年度に実施した修了生アンケート等を基に、「認知行動心理臨床論」を開講している。

工学部では、J A B E Eにより、教育プログラムが水準を満たしていると認定されている。

水産学部では ISO9001 を認証取得し、教育実現計画書及びシラバスに授業内容が適合して実施されているか、また効果的に実施され、維持されているかについて内部監査を定期的に実施している。また、毎年学部の学務管理システムの有効性について ISO9001 認証機関の審査を受けることで、教育活動の質の改善について外部の意見を得ている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

教育センターでは、共通教育について、授業評価アンケートを基に、各教員が改善へ向けた取組を示す「授業改善メモ」を作成し、その内容を高等教育研究開発部会において集約して、毎年「授業改善メモのまとめ」として公表することで、授業改善に活かしている。

各学部等では、FD委員を中心となって、学生による授業評価、教員相互の授業参観、シンポジウム、ワークショップ、セミナー等を開催するとともに、学生との意見交換会を開催し、教育の在り方や実情に関する問題点等、学生のニーズの把握に努めている。

法文学部、人文社会科学研究科では、毎年、学生による授業評価アンケート（学部・研究科）、授業公開・授業参観（研修授業）（学部）、FD研修会（学部）、TAアンケート（研究科）を実施し、分析結果を加えた『FD活動報告書』を刊行し、全構成員に配布して、教育の改善に役立てている。

教育学部では、学生主催の教育改善シンポジウムで学生と教員が直接対話し、学生のニーズを理解した上で教育の改善を進めている。教育学研究科でも、毎年、教員と学生が同席する院生座談会を開催し、教育改善のためのアンケート結果を基に改善点を共有した上で報告書をまとめ、授業内容の改善に努めている。

水産学部では、教育の質を向上させるため、教育課程及び個々の科目のコンテンツを、毎年度末にカリキュラム企画委員会でレビューする制度を確立している。また、シラバス作成後に「シラバスチェック項目表」により教員間で相互に確認する体制を整えている。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

TAには、ティーチング・アシスタント指導マニュアルを作成し事前指導等に供するとともに、実践の場で能力向上のための指導を行っている。

留学生チューターにもマニュアルを整備し、オリエンテーションを行い資質の向上を図っている。

事務職員には、全学的に資質向上のための研修を実施している。技術職員は、鹿児島大学技術部技術職員研修、九州地区国立大学法人等技術専門職員研修を受講している。このほか、学生系職員を対象とした学外研修にも職員を派遣し、資質向上に務めている。平成25年度は、学内外の階層別研修に計104人、コミュニケーションやマナー等の基礎研修に計206人、専門研修に計115人、英語能力を中心とする自己啓発研修に計76人、その他に計29人が参加している。また、英会話学校を利用した語学学習支援事業に希望者が各自申し込み、受講している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

基準9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成25年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産111,394,477千円、流動資産13,998,987千円であり、資産合計125,393,464千円である。教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債30,205,189千円、流動負債14,747,797千円であり、負債合計44,952,986千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の国立大学財務・経営センター債務負担金3,157,764千円、長期借入金13,657,745千円の用途は附属病院施設関係であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務1,876,805千円及びPFI債務1,543,943千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

- 9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成21年度からの5年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、产学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

- 9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

収支計画については、平成22~27年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法

に従い策定され教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て決定している。

また、これらの収支計画等は、大学ウェブサイトで公開し、周知を図っている。

さらに、これら収支計画を踏まえて、その内容は教育研究評議会等で報告され、全職員に周知されている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成25年度末現在、収支状況は、損益計算書における経常費用44,898,864千円、経常収益44,356,211千円、経常損失542,653千円、当期純損失775,511千円であるが、目的積立金226,235千円を取り崩すことにより、当期総損失549,275千円となっている。また、貸借対照表における利益剰余金3,695,001千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、予算編成方針に基づき作成し、財務委員会、教育研究評議会、経営協議会、役員会の審議を経て決定している。

さらに、学長のリーダーシップ及び各理事の企画立案に基づく全学的な事業に重点的な配分の学長裁量経費及び教育研究環境の一層の充実等を図るための教育研究環境特別経費を配分している。

また、施設・設備については、キャンパスマスタークリエイティブプラン及び設備マスタークリエイティブプランを策定し、計画的な予算配分を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が作成され、役員会の承認を経て文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則に基づき、監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、独立性を有する監査室が内部監査規則に基づき、業務監査と会計監査を実施している。

また、学長、監事、会計監査人及び監査室の四者等の協議により、監査内容等について意見交換を行うなど、お互いの連携が図られている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

役員として学長、理事6人、監事2人を置いている。管理運営組織として、学長と理事6人から成る役員会を置いているほか、経営協議会、教育研究評議会を設置し、管理運営に関する重要事項を審議、決定している。教育研究評議会は、学長、理事を含む33人の評議員で構成され、教学に関する重要事項を審議し、経営協議会は、学長、理事5人、事務局長（現在は理事の一人が兼務）及び附属病院長と7人の学外有識者で構成され、経営に関する重要事項を審議し、役員会により最終決定を行っている。また、迅速かつ効果的な意思決定と学内の合意形成を図るために、役員等会議（学長、理事、副学長、事務局長及び事務局各部長の計17人で構成）及び大学運営会議（学長、理事、副学長、学部長、研究科長、附属病院長、教育センター長及び事務局長の計23人で構成）を設置している。

各学部等においては、教授会を設置し、教育研究及び運営についての審議を行っている。

学長のリーダーシップの下に効果的かつ円滑な管理運営を行うことを目的として、理事を室長として企画立案を行う18の室を設けるとともに、企画立案された案件を迅速かつ確実に実施する組織として、学長又は学長補佐を長とし、事務局部長及び課長等で構成される10のセンター等を設置している。室で企画立案された案件は、役員会等で審議・決定し、センター等で実施する体制を構築している。しかし、このような体制にもかかわらず、学部、研究科における教育研究活動の状況が、大学全体として必ずしも共有されているとはいえない。

事務組織として、学長直轄の監査室と6部17課1室で構成される事務局を置くとともに、各学部等に事務部を設置し、674人の事務職員、139人の技術職員、37人の図書館専門職員等を配置している。

学生、教職員の安全確保を図るとともに大学の社会的責任を果たすために、危機管理に関する規則を整備するとともに、危機管理マニュアルを作成している。さらに、学生対象に、自然災害をはじめとし実験・実習中の安全、交通安全、薬物乱用等、幅広く網羅した『学生生活安全ハンドブック』を作成し、全学生に配布している。また、様々な危機管理に対応するために、理事を室長とする危機管理室を設けるとともに、事務局に危機管理を担当するコンプライアンス推進係を設置している。その他、公的研究費の適正管理への取組に関する方針等を作成し公表することで、公的研究費の使用の適正化を図っている。

これらのことから、組織内での情報共有が十分でない側面があるものの、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が一定程度整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

2年ごとに学生生活実態調査を行うとともに、学長、理事と学部学生との懇談会や学部卒業予定者との懇談会を行うなど、学生の意見を大学運営に反映させる仕組みを構築している。寄せられた意見や要望に対する対応については、大学ウェブサイトの「教育・学生生活」の中に「学長と学部学生との懇談会」のページを設け、公表している。公表時には、意見や要望への対応状況について掲載している旨の一斉メールを学生に送信し、周知を図っている。

部局長は教授会や各種委員会等において、教員のニーズを把握し、全学的課題等については、毎月開催される学長、理事、副学長と部局長で構成される大学運営会議や、学長と部局長による部局長懇談会を通じて共有を図っている。

事務職員等のニーズについては、全学の課長補佐級、事務長補佐級以上の構成員で構成する事務協議会

を通じて、情報の共有を図り意見交換を行っている。

さらに、経営協議会では、幅広い分野の有識者である7人の学外委員から、会議の際に大学運営に関する意見を聴く機会を設け、そこで出された意見への対応については、大学ウェブサイト上で公開している。

また、学外の有識者から成る学長諮問会議を置き、教育、研究、社会貢献及び国際交流等に関する重要事項や運営に関する重要事項について、学長の諮問に応じて審議している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9－2－③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、国立大学法人法及び監事監査規則に基づき、監査を行い、監査結果を学長に報告するとともに、意見を述べている。例えば、平成25年度には学生寮を視察し、改善意見を述べたにもかかわらず、改善が図られない状況に対して、厳しい指摘をした結果、改善が図られている。

監事は役員会、教育研究評議会、経営協議会その他の会議に出席し、必要に応じて意見を述べている。学長直轄の組織として監査室を設置し、内部監査規則に定める業務監査及び会計監査の企画や報告の取りまとめ等に関する業務、監事及び会計監査人との連携並びに監事の業務の支援を行っている。

また、学長、監事、会計監査人及び監査室等の協議により、監査内容等について意見交換を行っている。これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9－2－④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

教職員に対し、資質向上のために、共通研修（階層別研修、基礎研修）、専門研修、自己啓発研修が行われている。

共通研修（階層別研修）としては、新規採用職員研修、フォローアップ研修、主任研修、県内4機関合同係長研修、幹部職員研修等を実施している。特に、新規採用職員研修では、他の文部科学省関係機関（鹿屋体育大学、鹿児島工業高等専門学校、大隅青少年自然の家）の職員も含め、事務系・技術系職員としての使命と心構えの自覚、組織の一員として仕事のマナーの大切さ、コミュニケーションの重要性の認識、大学職員等として必要な基礎知識、技術、態度を身に付け、職務への適応力を養うことを目的とし、3日間程度学外の宿泊施設を利用しながら行っており、参加者は20人前後である。共通研修の中には、学外で行われる国立大学法人若手職員勉強会、国立大学法人等テーマ別研修等があり、これらの研修にも職員を派遣している。また、自己啓発研修としては、英語（e-learning）自主研修、TOEIC等の受験料を補助する語学学習支援事業、放送大学利用自己啓発研修、総務省情報システム統一研修利用自己啓発研修を行っている。

技術職員に対する研修としては、共通研修（階層別研修）として、九州地区国立大学法人等技術専門職員・中堅技術職員研修（平成21年度6人）、九州地区国立大学法人等技術専門員研修（平成22年度1人）に派遣し、職務遂行に必要な一般的知識及び新たな専門的知識、技術等を修得させている。また、教室系の技術職員に対する研修としては、九州地区国立大学法人等技術職員スキルアップ研修（平成22年度4人、平成23年度5人）に派遣し、その職務遂行に必要な技術的資質の向上を図っている。

教員に対する研修としては、大学の運営と当面する諸課題並びに国立大学法人の諸制度等について理解を深めることを目的として、新任教員研修会を実施している。参加者は、平成21年度29人、平成22年度33人、平成23年度43人、平成24年度27人、平成25年度65人である。

これらのことから、管理運営に関する職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

大学のP D C A サイクル確立を目指して、平成 23 年度に既存の自己点検・評価を見直し、全学一斉評価、部局等評価、構成員評価の 3 評価制度として整理している。

全学一斉評価は、「国立大学法人鹿児島大学における自己評価の実施要項」に基づき各部局等が実施していた教育・研究等の諸活動に係る自己評価を、全学一斉に同時期に行うよう平成 23 年度に制度改定したものであり、平成 24 年度に平成 21~23 年度分について実施している。

部局等評価は、平成 23 年度に定めた「国立大学法人鹿児島大学における部局等の自己評価の実施要項」に基づき部局等ごとに行う自己点検・評価であり、各部局において中期目標、中期計画及び年度計画に沿って作成された年度計画の進捗状況について、四半期ごとに点検・評価するとともに、事業年度終了後に四半期ごとの点検・評価を総括した『組織評価報告書』を作成し公表している。

構成員評価は、「国立大学法人鹿児島大学における構成員の活動状況等の点検・評価実施要項」に基づく部局等の構成員（教員）の活動状況に関する既存の自己点検・評価である。

全学の年度計画の進捗状況については、平成 23 年度から各理事長とする室体制に移行することで、各室で責任を持って点検・評価・改善をする体制が整っている。I T を活用した効率的・効果的な評価業務の体制構築のため、グループウェアソフトを活用して実績の記載及びデータの収集を行っている。データの収集を含むこれらの自己点検・評価の諸活動にもかかわらず、平成 26 年度の大学機関別認証評価のために作成、提出された自己評価書は、大学の総合的な状況を社会に対して分かりやすく説明するものとはなっていない。

これらのことから、社会に対して分かりやすく説明するものとはなっていないものの、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

平成 19 年度に大学評価・学位授与機構の大学機関別認証評価を受けている。司法政策研究科は平成 20 年度に日弁連法務研究財団の、臨床心理学研究科は平成 23 年度に日本臨床心理士資格認定協会の専門職大学院認証評価を受審している。

また、国立大学法人法に基づく年度評価及び中期目標期間評価として、業務の実績に関する報告書を作成し、国立大学法人評価委員会による評価を受けている。それらの報告書提出の前に、外部の有識者を含む経営協議会等で意見を聞いている。

さらに、法文学部・人文社会科学研究科や連合農学研究科等で自己評価を基に外部評価を実施しており、工学部では J A B E E に認定され、水産学部では ISO9001 の認証取得をしている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

国立大学法人評価や大学機関別認証評価の結果については、学内の各種会議において公表するとともに学内の各部局へ通知し改善のための取組を促している。具体的な例として、例えば、平成 19 年度の大学機

関別認証評価において、「大学院の一部の課程で入学定員超過率が高い」と指摘された事項については、その後研究科の定員増や専攻の再編成、専攻科や別科の廃止等の改善が行われている。

また、各年度の国立大学法人評価委員会において指摘された事項には対応し、その取組を学内外へ公表している。また、平成 21 年度以降の国立大学法人評価において、司法政策研究科の定員未充足について指摘された件については、様々な改善のための努力を経て、平成 27 年度から学生募集を停止することを決めている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学長と学部学生との懇談会で寄せられた意見や要望に対する対応については、大学ウェブサイトで公表している。公表時には、意見や要望への対応状況について掲載している旨の一斉メールを学生に送信し、周知を図っている。

【改善を要する点】

- 学部、研究科における教育研究活動の状況が、大学全体として必ずしも共有されているとはいえない。
- 平成 26 年度の大学機関別認証評価のために作成、提出された自己評価書は、大学の総合的な状況を社会に対して分かりやすく説明するものとはなっていない。

基準 10 教育情報等の公表

10－1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10－1－① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的並びに学部・学科・課程及び研究科・専攻の目的については、大学憲章、学生憲章、教育目標、生涯学習憲章等と併せて、大学ウェブサイト「教育情報の公表」に一括して掲載し、公表している。

これらは、学生には新入生オリエンテーション等を通して、教職員には初任者研修等を通して、受験生や高等学校、報道機関等に対しては大学案内、入学者選抜要項、募集要項等を通して、周知に努めている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10－1－② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

大学、各学部・学科・課程及び研究科・専攻の入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、大学ウェブサイト「教育情報の公表」に一括して掲載することにより構成員及び社会に公表し、周知に努めている。

のことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されると判断する。

10－1－③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

教育研究活動等の状況については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づき、大学ウェブサイト「教育情報の公表」に一括して掲載し、学内外に公表している。

この中で、研究成果発信の基盤として、研究者自らが研究概要、学会発表状況や論文情報を記載する「鹿児島大学研究者総覧」や、論文や研究資料が閲覧できる「鹿児島大学リポジトリ」を公開している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

<参考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 鹿児島大学

(2) 所在地 鹿児島県鹿児島市

(3) 学部等の構成

学部：法文、教育、理、医、歯、工、農、水産、共同獣医

研究科：人文社会学科、教育学、保健学、理工学、農学、水産学、医歯学総合、司法政策、臨床心理学、連合農学

関連施設：附属学校園（附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校）、附属教育実践総合センター、附属農場、附属演習林、附属焼酎・発酵学教育研究センター、附属練習船（かごしま丸、南星丸）、附属海洋資源環境教育研究センター、附属動物病院、附属越境性動物疾病制御研究センター、附属南西島弧地震火山観測所、附置難治ウィルス病態制御研究センター、医学部・歯学部附属病院、附属図書館、保健管理センター、国際島嶼教育研究センター、留学生センター、総合研究博物館、学術情報基盤センター、生涯学習教育研究センター、教育センター、稻盛アカデミー、自然科学教育研究支援センター、医用ミニブタ・先端医療開発研究センター、産学官連携推進センター、埋蔵文化財調査センター、地域防災教育研究センター、アドミッションセンター

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：学部 9,008 名、大学院修士課程（博士前期）954 名、大学院博士課程（博士後期又は専門職学位課程）615 名

専任教員数：1,029 名

助手数：3 名

2 特徴

本学が位置する鹿児島は、日本列島の南西部に位置し、活火山の桜島や霧島、世界自然遺産となった屋久島及び生物多様性に富む奄美群島など、豊かな自然環境に恵まれた地にある。また、鹿児島は、古くから海外と交流し、異文化を先導して移入し、豊かな文化を育んできた日本列島の南の玄関に当たり、わが国の近代化を先駆けて推進した秀でた人材を多数輩出してきた。

このような歴史・風土のもとに、本学は、藩学造士館を起源に持ち、それぞれの伝統ある歴史を持った第七高等学校・鹿児島師範学校・鹿児島青年師範学校・鹿児島農林専門学校及び鹿児島水産専門学校を母体として、昭和24年に新制国立大学として鹿児島大学（文理・教育・農・水産の4学部）は発足した。昭和30年に医学部・工学部が県立大学から移管され、その後、昭和40年に文理学部の改組（法文学部・理学部及び教養部の新設）や昭和52年に歯学部の設置、更には昭和60年に医療技術短期大学部の設置（現在の医学部保健学科）、昭和63年に大学院連合農学研究科の設置という変遷を経てきた。さらに、平成16年及び平成19年に専門職大学院（司法政策研究科及び臨床心理学研究科）を設置し、平成24年に全国初の他大学（山口大学）との共同学部である共同獣医学部を設置した。平成26年5月現在は、9学部10研究科を有する総合大学となっている。

本学は、鹿児島県の県庁所在地である鹿児島市内の主に3つのキャンパス郡元（法文、教育、理、工、農、共同獣医学部）、桜ヶ丘（医、歯学部）、および下荒田（水産学部）に分かれて存在している。また、県内各所に演習林や観測所等の施設を有している。

本学は、本学が位置する鹿児島の特色を活かし、「島嶼」、「環境」、「食と健康」を重点領域とした研究の実践や、平成23年度に農学部の附属施設として附属焼酎・発酵学教育研究センターや、学内共同教育研究施設として地域防災教育研究センターを設置するなど、地域とともに社会に貢献する大学を目指している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

(鹿児島大学の目的)

本学は、設置理念として、本学が位置する鹿児島の地理的特性と教育的伝統を踏まえ、学問の自由と多様性を堅持しつつ、自主自律と進取の精神を尊重し、地域とともに社会の発展に貢献する総合大学を目指すことを平成19年度に制定した「鹿児島大学憲章」に謳っている。

本学の目的は、この大学憲章のもとに、「広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって学術文化の向上に寄与するとともに自主自律と進取の精神を持った有為な人材を育成することを目的とする」として、本学学則第2条第1項に定められている。

<鹿児島大学憲章>

鹿児島大学は、日本列島の南に位置し、アジアの諸地域に開かれ、海と火山と島々からなる豊かな自然環境に恵まれた地にある。この地は、我が国の変革と近代化を推進する過程で、多くの困難に果敢に挑戦する人材を育成してきた。このような地理的特性と教育的伝統を踏まえ、鹿児島大学は、学問の自由と多様性を堅持しつつ、自主自律と進取の精神を尊重し、地域とともに社会の発展に貢献する総合大学をめざす。

1. 教育

鹿児島大学は、学生の潜在能力の発見と適性の開花に努め、幅広い教養教育と高度な専門教育を行うとともに、地域の特性を活かした進取の気風を養う。

鹿児島大学は、真理を愛し、高い倫理性と社会性を備え、向上心を持って自ら困難に立ち向かい、国際社会で活躍しうる人材を育成する。

2. 研究

鹿児島大学は、個々の研究を重視するとともに、種々の学問分野における優れた研究者の連携により、21世紀を先導する研究者を育成する。

鹿児島大学は、地域の要請に応える研究を展開するとともに、普遍性を求める研究活動を推進し、世界水準の研究拠点をめざす。

3. 社会貢献

鹿児島大学は、南九州を中心とする地域の産業の振興、医療と福祉の充実、環境の保全、教育・文化の向上など、地域社会の発展と活性化に貢献する。

鹿児島大学は、アジアや太平洋諸国との連携を深め、研究者や学生の双方向交流および国際共同研究・教育を推進し、人類の福祉、世界平和の維持、地球環境の保全に貢献する。

4. 大学運営

鹿児島大学は、学長のリーダーシップのもと、全構成員が運営に責任をもって参画することにより、教育研究環境の充実を図る。

鹿児島大学は、大学の自治を礎とし、常に自己点検・評価を行うとともに、外部からの意見を積極的に反映させ、透明性の高い公正な大学運営を行うことにより、社会への責任を果たす。

また、平成22年度から始まる第2期中期目標・中期計画の策定にあたり、「鹿児島大学憲章」に基づき、「自ら困難な課題に果敢に挑戦する『進取の精神』を有する人材を育成し、地域とともに社会の発展に貢献する知の拠点として、『進取の気風にあふれる総合大学』をめざす。」ことを基本コンセプトとする基本的な目標を設定した。

<鹿児島大学の基本的目標>

鹿児島大学は、「鹿児島大学憲章」に基づき、我が国の変革と近代化の過程で活躍した先人の意志を受け継ぎ、自ら困難な課題に果敢に挑戦する「進取の精神」を有する人材を育成し、地域とともに社会の発展に貢献する知の拠点として、『進取の気風にあふれる総合大学』をめざす。その実現のため、以下の基本目標を掲げる。

- ・「進取の精神」を有する学士の育成

鹿児島大学は、幅広い教養の厚みに裏打ちされた倫理観と生涯学習力を備え、「進取の精神」を有する人材を育成するため、学士課程の基盤となる共通教育の改善を図るとともに、専門教育の質を保証するシステムを確立する。

- ・大学の特色を活かした研究活動

鹿児島大学は、独創的・先端的な研究を積極的に推進するとともに、総合大学の特色を活かし、島嶼、環境、食と健康等の全人類的課題の解決に果敢に挑戦する。

- ・地域社会の活性化に貢献

鹿児島大学は、知的・文化的な生涯学習の拠点として、地域との連携を重視するとともに、各学部等の特色を活かした社会貢献を推進し、地域社会の活性化に貢献する。

- ・国際的に活躍できる人材の育成

鹿児島大学は、アジア・太平洋諸地域との学術交流・教育交流を通じて、国際交流拠点としての機能を高め、国際的課題の解決に貢献し、グローバル化時代に活躍できる人材を育成する。

- ・社会に開かれた大学

鹿児島大学は、地域に開かれたキャンパス環境を整備するとともに、社会への積極的な情報提供に努め、透明性の高い公正な大学運営とその改革を図ることにより、社会への責任を果たす。

(学部・研究科等ごとの目的)

本学の学部・研究科ごとの目的については、各学部・研究科の規則等に定めている。

学部・研究科ごとの目的については、別添資料1-1-①-1、別添資料1-1-②-1を参照。